

令和6事業年度

J A利根沼田の経営概況

発行 令和 7 年 6 月

利根沼田農業協同組合

〒378-0053

群馬県沼田市東原新町1940番地1

TEL 0278-22-6633

FAX 0278-22-6666

目 次

ごあいさつ	-1-
1. 経営理念	-2-
2. 経営方針	-2-
3. 経営管理体制	-3-
4. 事業の概況（令和6事業年度）	-3-
5. 農業振興活動	-6-
6. 地域貢献情報	-7-
7. リスク管理の体制	-9-
（1）リスク管理の基本方針	-9-
（2）リスク管理体制の内容	-9-
（3）監査体制	-9-
（4）リスク管理・対応関係諸規程	-10-
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	-25-
（1）基本方針	-25-
（2）法令遵守の体制	-26-
9. 金融ADR制度への対応	-26-
10. 自己資本の状況	-27-
11. 主な事業の内容	-28-
 【経営資料】	
I 決算の状況	-40-
1. 貸借対照表	-40-
2. 損益計算書	-42-
3. 注記表	-44-
4. 剰余金処分計算書	-74-
5. 部門別損益計算書	-75-
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	-76-
7. 会計監査人の監査	-76-
II 損益の状況	-77-
1. 最近5事業年度の主要な経営指標	-77-
2. 利益総括表	-77-
3. 資金運用収支の内訳	-78-
4. 受取・支払利息の増減額	-78-
III 事業の概況	-79-
1. 信用事業	-79-
（1）貯金に関する指標	-79-
①科目別貯金平均残高	-79-
②定期貯金残高	-79-
（2）貸出金等に関する指標	-79-
①科目別貸出金平均残高	-79-
②貸出金の金利条件別内訳残高	-79-
③貸出金の担保別内訳残高	-80-
④債務保証見返額の担保別内訳残高	-80-
⑤貸出金の使途別内訳残高	-80-
⑥貸出金の業種別残高	-81-
⑦主要な農業関係の貸出金残高	-81-
⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高	-83-
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	-84-
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	-84-
⑪貸出金償却の額	-84-
（3）内国為替取扱実績	-84-
（4）有価証券に関する指標	-85-
①種類別有価証券平均残高	-85-
②商品有価証券種類別平均残高	-85-
③有価証券残存期間別残高	-85-

(5) 有価証券の時価情報等	-86-
①有価証券の時価情報等	-86-
②金銭の信託の時価情報等	-86-
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	-86-
(6) 預かり資産の状況	-86-
2. 共済取扱実績	-87-
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	-87-
(2) 医療系共済の共済金額保有高	-87-
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	-88-
(4) 年金共済の年金保有高	-88-
(5) 短期共済新契約高	-88-
3. 農業・生活その他事業取扱実績等	-89-
(1) 購買事業取扱実績	-89-
①受託購買品	-89-
②買取購買品	-89-
(2) 販売事業取扱実績	-89-
①受託販売品	-89-
②買取販売品	-89-
(3) 保管事業取扱実績	-90-
(4) 指導事業収支内訳	-90-
(5) その他の事業実績	-91-
IV 経営諸指標	-92-
1. 利益率	-92-
2. 貯貸率・貯証率	-92-
V 自己資本の充実の状況	-93-
1. 自己資本の構成に関する事項	-93-
2. 自己資本の充実度に関する事項	-95-
3. 信用リスクに関する事項	-98-
4. 信用リスク削減手法に関する事項	-101-
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	-101-
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	-101-
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	-102-
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	-103-
9. 金利リスクに関する事項	-104-
【JAの概要】	-105-
1. 組織機構図	-105-
2. 役員一覧	-106-
3. 会計監査人の名称	-107-
4. 組合員数	-107-
5. 組合員組織	-107-
6. 特定信用事業代理業者の状況	-107-
7. 地区一覧	-108-
8. 店舗一覧	-108-
9. 沿革・歩み	-109-

ごあいさつ

社会経済活動も徐々にコロナ前に戻りつつありますが、農業界にとって非常に厳しい一年でした。第2次トランプ政権が誕生し、ロシアによるウクライナ侵攻、中東問題等いまだ先の見えない不安定な国際情勢の変化は、農業経営に深刻な影響を与えております。

農業生産資材の高騰・高止まりが続いているにもかかわらず、最終商品の販売価格へ適切に価格転嫁できていないのが実情で、価格安定に向けた取り組みを進めていく必要があります。今後も引き続き、肥料等高騰対策として銘柄集約肥料の取扱い拡大、農薬の箱割引品目の拡大を通じたコスト削減等、不断の自己改革の実践に取組み「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に取組み強化を図ってまいります。

日本各地において、年々増加している自然災害のリスクが高まっておりますが、当管内においては、直接的に大きな被害はなかったものの、高温障害・カメムシ等の被害が確認されております。蒔蒾価格においては昨年に引続き、過去にない価格低迷となり、厳しい経営状況となっております。又、前橋市で発生した豚熱(CSF)による殺処分のニュースは、私たちの農業界にとっても大きな警鐘です。

このように大変厳しい状況下ではありましたが、生産者の皆様のご努力のお陰で、販売品販売高では前年比8.5%増の約169億円となり、特に青果物では前年比12.5%増の約119億円で過去最高の販売高を確保することができました。日頃より栽培技術向上と安定生産のためにご尽力頂いておりますことに対しまして感謝申し上げます。

しかしながら、加速する人口減少は、今後の農業の担い手不足を懸念させる要因となっています。新規就農者の育成や地域農業を支えるための施策を強化し、持続可能な農業の実現に向け「不断の自己改革」を着実に実践する必要があります。その上、食料・農業・農村基本法の見直しが進められている中、農業をとりまく環境は大きな転換期を迎えています。当組合ではこの転換期を好機と捉え、自己改革の促進と組合員との対話を通じたご意見・ご要望等の具体化・実現に向けて、今まで以上に役職員一丸となり、地域組合員に必要とされる存在となるよう実践してまいります。引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 経営理念

利 根 沼 田 農 協 是

- 第一 豊かな地域資源を保全・活用し、有利な立地条件を生かした農業振興を最重要課題として取り組みます。
- 第二 生活面活動、地域開発面活動にも積極的に取り組み、地域社会に信頼され、かけがえのない存在となるよう努めます。
- 第三 組織運営に工夫をこらし、組合員の総意結集に努めると共に、地域に開かれた農協として地域住民の組織への加入と事業利用を促します。
- 第四 常に時代の変化を先取りし、事業機能の高度化、効率化と健全な経営収支の確保に努めます。
- 第五 市町村をはじめ関係機関と連携・協調して進みます。
- 第六 職員に、誇りと意欲もてる職場風土の形成に努めます。

2. 経営方針

組織全体で共有し、将来のあるべき姿の指針となる「新長期ビジョン～2026年の目指す姿」を策定し平成28年5月の総代会にて決定した。**【農業】【地域】【組合員】【JA経営】**の4つの観点から、それぞれの10年後の理想の姿を意識し、改革による組織の将来像やあるべき姿を目指す新長期ビジョン

【農業】 ◎儲かる農業を追求するJAになる

【地域】 ◎人と地域の絆を結ぶJAになる

【組合員】 ◎期待を超えるサービスで選ばれるJAになる

【JA経営】 ◎魅力ある資源に投資し健全で自立したJAになる

4つのビジョンの実現を目指します。

【キャッチフレーズ】

”笑顔いっぱいの「ありがとう」のために”

～ For Your Smiles, For Your Thanks ～

地域の方も職員もいつも笑顔とありがとうのあふれるJAにしたいという思いが込められています。地域の方を生涯サポートできる関係でいられるような絆づくりに努めます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性部や組織代表などから理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 事業の概況（令和6事業年度）

各事業の概況につきましては次のとおりです。

営 農 事 業 本 部

【営農畜産部・指導販売部】

令和6年度においては気候変動による夏期の猛暑と豪雨などの激しい気象条件や、カメムシ等の害虫や病害の多発など、農産物の生産・流通等に大きな影響を与えました。さらに生産資材等の価格の高止まりが続く一方で、生産現場では、農業従事者の高齢化に伴う労働力の減少、後継者や担い手不足など営農環境の厳しさは深刻なものとなっています。

また、豚熱の発生が前橋市で確認され、畜産経営を脅かしています。

このような厳しい環境の下で「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実践に向けて取り組んでまいりました。

販売事業では、新たな販路の獲得や契約的販売拡大など市場流通の有利性を活かした取り組みを行い販売力の強化を図ったことで、青果物販売実績については前年を大きく上回り過去最高の実績となりました。

こんにゃくについては、栽培において圃場での肥大が良く、病害は平年より多かった他、消費低迷により販売価格の下落が続いています。

直売所関係では売場づくりを工夫し購買意欲を高めることで利用者が増加しました。また、枝豆等の試食販売を行い地元紙で産地と直売所のPRを行いました。

加工関係については、業務改善に努めています。

営農事業については、農業の持続的な発展を図りGAPの取組支援に努め、JGAPからGGAPへの移行や認証品目の拡大を行いました。また、農業青色申告会活動を中心とした経営支援や、情報を活用した営農渉外体制の強化を行いました。

購買事業においては、肥料の集約銘柄の事前予約共同購入、大口農家への大型車での直送対応、推奨7銘柄の安価供給を実施しました。また、農薬の担い手直送大型規格品の推進、出荷資材の規格の統一や材質見直しによる生産資材のコストダウンの提案と安定供給に取り組みました。さらにSNSを活用した営農情報の発信にも努めました。

畜産部門では、各生産部会を中心に協議し、各種補助事業推進や防疫体制の強化等を実施し、経営基盤強化・維持拡大に努めてまいりました。物価高騰による生産コスト上昇に対し、価格転嫁をどう進めるかが最重要課題になっています。

金 融 共 済 事 業 本 部

【信用事業】

（１）地域に根ざした金融機関としてのサービスの強化

昨今の生産資材価格高騰を受け、農業者を取り巻く厳しい経営環境が継続しています。このような状況の下、農業担い手の方々へ農業資金にかかるJAバンク利子補給などの金融負担軽減施策を周知するための訪問活動を今年度も実施しました。訪問により利用者のニーズに対応できる体制を継続することで、農業メインバンクとして農業資金残高維持を堅持しました。

また、地場建築業者をはじめとしたハウスメーカーへの定期的な営業活動による住宅ローンのほか、マイカー・教育ローンなどの豊富な小口ローンのラインナップにより多くの地域の方々にご利用いただきました。

今年度は、新たにネットバンクアプリがリリースされたことにより、利用者の利便性を高めるサービスが非対面機能に追加されました。JAカードにおいては継続的に商品説明を行い、生活メイン化活動の一環として取り組みました。

ご利用者からの相談機能の充実を図るため、業務検定試験の受験を促し、研修会をJA独自で開催し、担当者の知識面のレベルアップに努めました。

年金友の会の活動につきましては、「ゴルフ大会」・「グラウンドゴルフ大会」を開催し受給者の健康促進を図り、「短歌・俳句・川柳大会」を実施することで文化的な交流を行うことができました。

（２）利用満足度と信頼性の向上

事務堅確性を高めるため継続的に本店事務リーダーを中心に支店巡回指導を行いました。問題点や改善点が生じた場合は役席者を含めた勉強会を実施し、本支店間で情報共有することで精度を高める仕組みづくりに取り組みました。

（３）地域貢献活動

地域貢献の一環として移動店舗車の運行を継続しています。稼働日を同一曜日同一場所とすることで利用者への周知を図っています。

また、広告・PR活動では農林中央金庫を通じてネット広告やラインなどを活用する

ことでＪＡバンクを身近に感じてもらえるよう努めました。

さらにＪＡバンク食農教育応援事業として管内全小学校へ高学年（５年生）向けの補助教材を寄贈いたしました。

【共済事業】

（１）組合員・利用者本位の業務運営に向けた取り組み

令和６年度は、お客さま本位の業務運営に関する取組方針を掲げて業務運営に取り組みました。組合員・利用者一人ひとりのニーズを確認し最適な保障・サービスを提案致しました。また、特に高齢者との取引については親族同席を徹底しトラブル防止を図りました。

（２）全契約者への３Ｑ活動の実践

令和６年度も引き続き、ＬＡ・スマサポによる全契約者への３Ｑ活動に取り組む近況確認や請求漏れの確認を実施致しました。しかしながらＬＡ人数の減少により完遂には至りませんでした。

（３）「量」ＬＡ活動量の拡大

令和６年度は、訪問先を選定する事なく利用者への訪問活動を実施し活動量の拡大・利用者との接点づくりを強化致しました。

（４）「質」ＬＡの提案力強化

内部研修会の実施や外部講師を招いての座学及びＦＳＴを実践しＬＡ個々の知識向上を図りました。

（５）地域貢献活動

地域の子供を交通事故から守るため、交通安全教室を川場村のかわば森のこども園にて開催し、腹話術を使用した、園児に分かり易い交通安全マナーの講習を行いました。

また、文化支援活動として管内の小中学生を対象に、交通安全ポスター・書道コンクールを実施し、数多くの作品が出品されました。

経 済 事 業 本 部

【経済部】

葬祭課

組合員への日頃の感謝を込め、春にアシストホール沼田にて感謝祭を実施し、冬にはアシストホールみなかみにて人形供養祭を開催した他、チラシの新聞折込みや広報誌の掲載等にて地域へのアピールを行いました。また、葬儀終了後のアンケートを継続的に実施し、葬儀内容の改善やサービスの向上とスタッフ教育に役立てました。

施設面では、駐車場のライン塗装や外灯のＬＥＤ化等の外装整備と、ロビーや親族控

室の改装等の整備を実施しました。

ガス課

片品地区において、4年に一度の定期供給設備点検を実施し、供給設備の改善・保安管理の充実を図り、安心して安全なL P ガスの供給に努めました。

車両課

令和6年4月1日よりオートパル南部へ農機事務機能を移管し、オートパル中部（農機部門）の事務統合（受入・供給・在庫管理）を行うことにより、費用の削減を図りました。

農作業の効率化による農業生産の拡大・地域農業活性化に寄与する為、点検・整備を前もって行い、安全で良質な整備体制を構築しました。

オートパル中部・オートパル南部にて各2回、オートパル東部では片品村秋の収穫祭と合同で展示会を開催し、組合員・利用者の要望に応えられるように努めました。

燃料（全農との一体化運営）

組合員割引DAY継続による正・准組合員へのサービスを維持するとともに、新治S S・片品S Sについては令和6年度をもって閉店し、それに伴う配送拠点の集約のため、上津S S・利根東S Sの改修により、効率的に配送業務を行う為の整備を行いました。

住宅課

賃貸管理としてオーナークラブで5月と10月にアパートの巡回指導会を行い、入居率の向上に努めました。

5. 農業振興活動

【農業者所得増大・農業生産の拡大について】

生産資材の共同購入強化による安価供給を図るため、予約注文の利用拡大推進を強化に取り組みました。また、販売先からニーズのある売れる主要品目を中心に生産者数及び作付面積の拡大推進を行い、生産力確保による販売力の強化に努めています。

【安心・安全な農産物生産について】

生産履歴簿の記帳徹底をはじめ、残留農薬検査や、農薬適正使用及びドリフト防止等の注意喚起など安心・安全な農産物を供給できるように努めています。

【食農教育、農業祭の開催、地産地消について】

親子農業体験を企画し、子供たちに種植えや収穫を体験してもらうことにより、農業を通じた食農教育に取り組んでいます。また、収穫の喜びを農家と地域の人たちがともに分かち合いながら、多彩なイベントを通じて交流を深めることにより、生産者と消費者の連帯、地域農業の振興と地域の健全な発展に寄与することを目的に管内各所で農業まつりを開催しました。地産地消のとりくみとして学校給食への地元農産物の提供支援なども行っています。

【地域密着型金融への取り組みについて】

農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いをはじめ、昨今の物価高の影響を受け、ＪＡグループ利子補給や保証料助成制度等を活用した物価高騰緊急対策資金や農業生産に直結する設備・運転資金の確保のためのアグリマイティー資金なども用意し、農業メインバンク機能を発揮して農業者の経営支援に努めています。

6. 地域貢献情報

1. 地域貢献全般に関する事項

当ＪＡは、沼田市、川場村、みなかみ町、昭和村、片品村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の皆さまが組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員や地域の皆さま、地方公共団体などにご融資し、暮らしや事業のお手伝いをさせていただいています。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業の助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめとして、地域の皆様からお預かりした貯金の残高は、８８８億８百万円となっています。（令和７年２月２８日現在）

当ＪＡは、組合員および地域の皆様に安心してご利用いただけるように相談機能向上を図っています。年金については専門職員での対応の他、完全予約性の相談会を毎月実施しています。利用者の利便性向上のため、ネットバンクなど非対面取引についての充実を図っています。

また、全国のＪＡ・農林中金で構成するＪＡバンクはグループ全体のネットワークと統合力で、地域の皆様により身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しています。万が一ＪＡの経営基盤が弱くなった場合でも、ＪＡバンクには「ＪＡバンク・セーフティネット」があり、貯金者の皆様により一層の“安心”をお届けしています。

3. 地域への資金供給の状況

組合員をはじめとして、地域の皆様への貸出金の残高は、２０１億１２百万円となっています。（令和７年２月２８日現在）

さまざまなライフスタイルやニーズに合わせた各種資金をご準備し、地域住民の皆様

の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。特に農業資金においては、長期・低利な農業近代化資金を中心とした制度資金をはじめ、当ＪＡ独自の資金としても幅広い資金をご用意しています。また、農業関連産業・地域公共団体などへのご融資を通じ、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫の融資申込のお取次ぎも行っています。

４．文化的・社会的貢献に関する事項

【ソルジェンテ群馬サッカートップチームのメインスポンサー就任】

“群馬県北部、利根沼田をスポーツのチカラで盛り上げる！！”をコンセプトに設立された総合スポーツクラブのソルジェンテ群馬。「スポーツを通じて若年層の人口増加」「スポーツを通じて健康寿命の延伸」「スポーツを通じて街を元気に」という事業理念に共感し、様々な活動を通じて共に地域活性化を目指すため、サッカートップチームのメインスポンサーとなり、ソルジェンテ群馬を応援しています。

【少年野球大会への協賛】

野球を通じて子供たちが健全な心と体を身につけることを願い、毎年６月～７月に開催される「群馬県少年学童軟式野球大会利根沼田支部予選会（ＪＡグループ群馬杯）」に協賛し、ＪＡカップの贈呈や優勝・準優勝チームへの副賞、参加チームに利根沼田産コシヒカリの『田んぼの王様』を賞品に提供し、地域の大切な担い手である子供達を応援しています。

【児童・生徒達へ交通安全の呼びかけ】

当ＪＡでは、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を危機から守るための保障活動はもとより、多発している交通事故をなくすため、自転車交通安全教室を開催しました。

また、文化支援活動として管内の小中学生を対象に交通安全ポスターコンクールを実施し、数多くの作品が出品されました。

【児童・生徒達の書写教育】

ＪＡ共済では、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を危機から守るための保障活動・福祉活動に積極的に取り組み、しあわせの輪を広げたい、“相互扶助の精神”を、次代を担う小・中学生に伝えたいと願い、「ＪＡ共済群馬県小・中学生書道コンクール」を開催し、児童・生徒の書写教育に貢献しています。

【年金友の会の活動】

「ゴルフ大会」「グラウンドゴルフ大会」を開催し親睦を深めました。また、「短歌・俳句・川柳大会」を開催し、皆様から多くの作品が寄せられました。

【各種相談会】

- ① 顧問弁護士が無料で、ご相談に応じる「法律相談会」を毎月開催しています。
- ② 顧問税理士が無料で、ご相談に応じる「税務相談会」を毎月開催しています。
- ③ 年金制度や手続き等について、ご相談に応じる「年金相談会」を開催しています。

【地域防災活動への協力】

多くの職員が地域消防団のメンバーとして協力し、地域住民の生命・身体・財産を守るべく防災活動に参加しています。

【JA広報誌「夢 i n g」の発行】

当JAは合併以来、広報活動に力を注いでいます。広報活動の中心となる広報誌「夢 i n g」はJAと地域とを結ぶ情報エクスプレスとして、組合員の皆さまから好評をいただいています。

【JA提供のテレビ番組に協力】

群馬テレビのJA提供番組「JAみどりの風」の企画に協力し、管内農業や地域情報などを紹介しています。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

信用リスク、流動性リスク、事務リスク等、金融機関として当然あり得る様々なリスクに対して常日頃より十分認識し、併せて最大限各リスクを回避する体制・仕組み・業務運営に努めています。

(2) リスク管理体制の内容

【審査体制】

平成25年度よりリスク管理室を設置し、融資現業部署から独立し、貸出金、担保、保証等の審査を充実すると共に支店担当者においては、県本部主催の研修会を年4回程度受講、内部研修も4回程度実施し、事務統一、スキルの修得に心がけ、万全な審査を実施しています。

【債権管理体制】

平成26年度より新たにリスク管理室にて、支店債権対策班を充実すると共に債権管理委員会についても定期的に開催し、重点債務者との個人面談、負債農家に対する営農部署と連携した経営改善指導と各種未収金担当部署との固定化債権圧縮への取り組み強化を行っています。また、長期固定化案件に対する担保物件競売の実行、サービサーを利用した債権処理も併せて実施致します。

【ALM委員会】

4半期に一度実施し、経済金融等の諸情勢の的確な把握分析と資産および負債の総合管理における期間マッチングに基づき、安全性・流動性を重視しつつ収益確保に努めています。また、体制については、運用執行機能・リスク管理機能を部・課単位で分離し、相互牽制機能の確保に努めていきます。

【マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備】

当組合はこの態勢整備を経営上の重要な課題として位置づけ、適用される関係法令等を遵守し、常に変化する国際情勢およびリスクに対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し整備します。

(3) 監査体制

毎年、監査室職員による内部監査（通告・無通告）及び、常勤監事・員外監事による定期的な監事監査を実施することにより、業務の適正化、不祥事未然防止を図っています。

また、みのり監査法人による期中監査、資産査定監査、棚卸監査、決算監査を受けています。

(4) リスク管理・対応関係諸規程

【内部統制システム基本方針】

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定、見直し及び実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款、事務手続等を遵守し、適正かつ効率的に業務を執行できる管理態勢を整備する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【JAバンク利用者保護等管理要領】

(目的)

第1条 この要領は、利根沼田農業協同組合（以下「当組合」という。）が営む信用事業の利用者保護等管理にかかる基本方針である「JAバンク利用者保護等管理方針」に則り、当組合における適切な利用者保護等管理態勢を確立するために必要な事項を定め、もって利用者の保護と利便の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「利用者」とは、当組合が行う信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）をいう。

2 前項における「信用事業」とは、農業協同組合法その他の法令等により、当組合が営むことを認められたものをいう。

3 この要領において「統括部署」とは、信用事業の利用者保護等管理にかかる態勢全般を統括する部署をいう。

4 この要領において「管理責任部署」とは、第8条各号に区分する管理の責任部署をいう。

（適用除外）

第3条 次の各号に掲げる預貯金等受入金融機関は、第2条第1項における利用者に含めないことができる（第4条第5号に定める利益相反管理を除く。）。ただし、法令等に則り、適正な信頼関係の維持に努めなければならない。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 信用協同組合
- (4) 労働金庫

（利用者保護等管理の区分）

第4条 利用者保護等管理を次のとおり区分する。

(1) 利用者説明管理

与信取引、貯金等の受入れ、有価証券の販売その他利用者との間で業として行われる取引に関し利用者に対する説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）が適切かつ十分に行われることの確保に必要となる管理

(2) 苦情等対応管理

利用者からの問い合わせ・相談、苦情および紛争（以下「相談・苦情等」という。）への対処（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対処および金融ADR制度において求められる措置・対応を含む。）が適切に処理されることの確保に必要となる管理

(3) 利用者情報管理

利用者の情報が漏えい防止の観点から適切に管理されることの確保に必要となる管理

(4) 外部委託管理

当組合の信用事業を外部委託する場合における業務遂行の的確性を確保し、利用者情報や利用者への対応が適切に実施されることの確保に必要となる管理

(5) 利益相反管理

利用者の利益が不当に害されることのないよう必要となる管理

- (6) その他当組合の信用事業に関し利用者保護や利便の向上のために必要であると判断した事業の管理が適切にされることの確保に必要な管理

(理事会の責任)

第5条 理事会は、利用者の保護および利便の向上の重要性に加え、経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの利用者保護等の重要性についても十分に認識のうえ、当組合の利用者保護等の状況の的確な把握、適正な利用者保護等管理態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策の検討、ならびに利用者保護等管理方針の制定および当組合全体への周知を行い、適切な利用者保護等管理態勢を整備・確立する責任を有する。

(コンプライアンス委員会)

第6条 前条の責任を果たすために必要な利用者保護等管理態勢整備にかかる企画、推進および進捗管理に関する重要な事項を協議し、その結果を統括部署、管理責任部署等が行う施策に反映させるため、コンプライアンス委員会において次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 利用者保護等管理にかかる重要な要領の制定および改廃に関すること
- (2) 利用者保護等管理のための重要な取組事項等にかかる実施計画の策定および進捗管理に関すること
- (3) 不祥事件その他の重要な利用者保護等に関する事故または利用者からの重要な相談・苦情等を踏まえた利用者保護等管理態勢の整備に関すること
- (4) その他重要な利用者保護等に関する情報、法令等改正による重要な制度変更、社会情勢の重要な変化等を踏まえた利用者保護等管理態勢の整備に関すること
- (5) 利用者保護等管理に関する役職員の教育および啓蒙態勢の整備に関すること

2 コンプライアンス委員会における協議の充実を図るため、統括部署の部長は自らまたは他の所管部署等に指示して、次の各号に掲げる事項をコンプライアンス委員会に報告する。

- (1) 事故、相談・苦情等その他の事象に含まれる重要な利用者保護等に関連する情報の内容および分析結果
- (2) 統括部署、管理責任部署等が実施した重要な利用者保護等に関する施策の結果および評価等
- (3) 法令等改正による重要な制度変更、社会情勢の重要な変化等、利用者保護等に関する重要な一般情報

(統括部署)

第7条 統括部署は、リスク管理室とする。

2 統括部署は、この要領で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 利用者保護等管理態勢全般の整備に関する企画、推進および進捗管理

- (2) 利用者保護等管理に関する助言、勧告または指導
- (3) 利用者保護等管理態勢全般の運営状況にかかる理事会および監事に対する報告。
特に、経営に重大な影響を与える、または利用者の利益が著しく阻害される事案については、すみやかに報告する。

(管理責任部署・管理責任者の設置、役割等)

第8条 管理責任部署は次のとおりとし、その長を管理責任者とする。

- (1) 利用者説明管理は、金融共済部とする。
 - (2) 苦情等対応管理は、リスク管理室とする。
 - (3) 利用者情報管理は、リスク管理室とする。
 - (4) 外部委託管理は、総務部とする。
 - (5) 利益相反管理は、リスク管理室とする。
- 2 各管理責任部署は、業務の企画・推進部門等に対する牽制機能を確保しなければならない。
- 3 第1項に定める各管理責任部署は、統括部署と連携して、関係規定の整備、周知・遵守のための取組みを含む担当管理区分の態勢整備にかかる企画、推進、進捗管理等を実施する。

(態勢運営の評価・改善活動)

- 第9条 行政検査、内部および外部監査、農協中央会および農林中央金庫の指導、各種調査の結果、各部門からの報告その他利用者保護等管理の状況に関する情報等に基づき、統括部署および各管理責任部署は、利用者保護等管理の状況を把握し、管理の実効性を評価したうえで、態勢上の改善すべき点の有無およびその内容を検討するとともに、原因を分析する。
- 2 前項に定める取組みの内容等は、コンプライアンス委員会に協議または報告を行い、必要に応じて理事会に報告し、またはその議決を受ける。

(障がいを理由とする差別の禁止)

- 第10条 前条までに定める利用者保護等管理態勢の運営にあたっては、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。また、障がい者等が、障がいのない利用者と同等に当組合との金融取引、設備やサービスを利用できるよう、合理的な配慮をしなければならない。
- 2 前項の「障がい者等」とは、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や運動機能の障がいがある、または高齢等の理由により、取引における事務手続等を単独で行うことが困難な利用者をいう。

(要領の改廃)

- 第11条 この要領の重要な改正および廃止は、コンプライアンス委員会での検討・協議に基づき、組合長が決定する。

【金融円滑化にかかる基本的方針】

当ＪＡ利根沼田（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制について

当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【反社会的勢力との取引排除にかかる対応要領】

(目的)

第1条 この要領は、信用事業以外の事業における顧客等について、顧客属性照会システムの利用および反社会的勢力との取引を排除するための必要な対応について定める。

(他の規程類との関係)

第2条 この要領に定めのない事項については、「反社会的勢力等への対応に関する規則」(以下「規則」という。)および関連する規程に定めるところによる。

なお、共済事業取引については、顧客属性照会システムによる個別確認で該当があった場合は、この要領の規定に関わらず、確認した情報を全共連に報告する。

(定義)

第3条 この要領で使用する用語の定義は次のとおりとする。

用 語	用 語 の 定 義
反社会的勢力	暴力団、暴力団員をはじめとする暴力団関係者・関係企業、共生者・密接交際者といった属性要件、または暴力的な要求行為等の行為要件によって規定され、組合における一切の取引関係からの排除と関係遮断が必要となる団体および個人をいう。なお、その認定はコンプライアンス統括部署が一元的に行う。
業務所管部署	「反社会的勢力等への対応に関する規則」第4条(態勢)に定める各事業取引における所管部署をいう。
コンプライアンス統括部署	「反社会的勢力等への対応に関する規則」第4条(態勢)に定める主管部署をいう。
反社会的勢力排除対応管理先	既往取引先が反社会的勢力と判明した場合(反社会的勢力の影響下に入った場合等を含む。)における対処方針に基づく対応状況の管理のため、コンプライアンス統括部署が認定結果を踏まえて指定する取引先等をいう。

顧客属性照会システム（CCS）	反社会的勢力にかかる新聞等公知情報、資産凍結等経済制裁措置対象者や凍結口座名義人リスト対象者等と新規顧客との個別確認や既存顧客との定期確認、県域および個別組合における情報登録機能等を実装した農林中央金庫が提供するシステムをいう。
-----------------	--

（個別確認を行う取引先等）

第4条 次の取引を行う場合は、顧客属性照会システムを利用して反社会的勢力等の取引排除にかかる個別確認を行う。ただし、信用事業取引がある場合を除く。

(1) 組合が次の取引を行う先

- a 共済事業取引のうち全共連から照会を受けた先
- b 経済事業取引のうち不動産・車輛・機器の売買等にかかる契約を締結する先
- c 出資を受ける先
- d 上記以外で反社会的勢力であることが疑われる等確認を要すると組合が判断した先

(2) 組合が外部の取引先等と次の取引を行う場合

- a 事務・システム等の委託契約を締結する先
- b 経費等の支払いにかかる以下の取引先
 - (a) 図書・新聞・情報誌等の書籍類購入先（出版社等）
 - (b) 不動産等取引先（取得、売却、賃貸、仲介、維持管理、清掃等）
 - (c) 什器、備品等購入先
 - (d) 負担金、寄付金支払先
 - (e) 役務等提供に伴う対価支払先（会場等使用料支払先等）

ただし、行政（国、地方公共団体等）、設立に行政の認可が必要な団体で業務執行等にかかる行政検査を受ける先、系統機関、上場企業、公募・外部格付け取得先は確認を実施する取引先等から除く。また、社会インフラにかかる支払先、法等による支払規制を受ける政治団体等、市中の小売店、懇親で利用する飲食店、公共交通機関、出張経費の支払対象となる宿泊先についても確認実施先から除く。（風評等により反社とのかかわりが疑われる場合を除く）

また、日常的に「反社に該当するか否か」、「反社とのつながりや介入等がないか」懸念されることについて十分留意し、特段の風評等が窺われない場合は確認実施先から除く。

c 上記以外で反社会的勢力であることが疑われる等確認を要すると組合が判断した場合

（個別確認の対象者）

第5条 個別確認を行う対象者は、次のとおり。

(1) 顧客等が個人の場合

顧客等（個人）および取引担当者（代理人を含む。）

(2) 顧客等が法人（権利能力なき社団および任意団体を含む。）の場合

顧客等（法人・団体）、代表者（代表資格者を含む。）、取引担当者

なお、代表者変更の申し出を受けた場合は新代表者について、合併等組織変更の申し出を受けた場合は、合併等組織変更後の法人等について確認を行う。

（反社会的勢力データの取扱い）

第6条 反社会的勢力データの取扱いについては対外厳秘の扱いとし、データの存在等について外部に公表等してはならない。

なお、反社会的勢力データについては、その保有を公表すること等に組合の正当な権利または利益を害するおそれ等があることから、個人情報の保護に関する法律において、保有個人データの対象外との扱いとなる。

（注）反社会的勢力等データの取得にあたって、本人への利用目的の通知・公表、目的外利用の本人の同意、第三者への提供にかかる本人の同意は不要とされる。なお、顧客等から開示を求められた場合は「該当する保有個人データは無い。」と回答する。

② 業務所管部署とコンプライアンス統括部署との反社会的勢力データの受渡方法は、次のとおりとする。

（1） 原則として電子メールを使用のうえ、送付するデータにパスワードを付し、パスワードの連絡は、電話等により別途連絡する。また、受信した部署は、送信した部署へ受信した旨電子メールで連絡する（検印押印後のPDFデータを送付できる環境がない場合には、検印のないワード版を送付し、その後(2)により対応することを可とする）。

（2） 電子メールの使用が困難な場合は、あて先を明確に記載した封書に封入のうえ親展扱いにて文書で送付する。なお、ファクシミリによる送付は、誤送信のリスクが極めて高いことから厳禁とする。

③ 反社会的勢力データの受渡方法により送付した書類の保管は、次のとおりとする。

（1） 電子メールで送付した場合は、原本を綴り込み保管する。

（2） 文書で送付する場合は、原本の写しを作成し、原本の写しを綴り込み保管する。

（確認方法）

第7条 個別確認は次のとおり取り扱う。

（1） 業務所管部署の対応

申込書類等および風評・業歴等の確認に基づき反社会的勢力確認依頼票〔様式1〕（以下、「確認依頼票」という。）を作成し業務所管部署欄に業務所管部署長印を押印のうえ、「確認依頼票」をコンプライアンス統括部署へ反社会的勢力データの受渡方法により送付する。

（2） コンプライアンス統括部署の対応

コンプライアンス統括部署は、業務所管部署から受領した「確認依頼票」を確認のうえ、顧客属性照会システムを利用して顧客等が反社会的勢力に該当しているか否かを確認する。

なお、業務所管部署に対しては、反社会的勢力への該当の有無のみを回答することとし、反社会的勢力以外への該当については回答しない。

(確認結果に該当がなかった場合の対応)

第8条 業務所管部署からの照会について、コンプライアンス統括部署にて顧客属性照会システムを利用して実施した確認結果に該当がなかった場合は、次のとおり対応する。

(1) コンプライアンス統括部署の対応

コンプライアンス統括部署は、「概要検索結果画面」(必要に応じて「詳細画面」、「属性照会」(以下、「確認結果」という。))を印刷し、「確認結果」の余白に確認印を押印し保管する。「確認依頼票」に顧客属性照会システムでの検索結果を記入し、業務所管部署へ反社会的勢力等データの受渡方法により送付する。

(2) 業務所管部署の対応

「確認依頼票」を受領した業務所管部署の担当者は、申込書類等により事務処理を行い、確認印を受けた「確認依頼票」を取引関係書類とともに保管する。

(確認結果に該当があった場合の対応)

第9条 業務所管部署からの照会について、「確認結果」に該当があった場合は、次のとおり対応する。

(1) コンプライアンス統括部署の対応

コンプライアンス統括部署は、「確認依頼票」に顧客属性照会システムでの検索結果に該当があった旨記入し、業務所管部署へ反社会的勢力データの受渡方法により送付する。

(2) 業務所管部署の対応

「確認依頼票」を受領した業務所管部署は、その場では手続きを行わず、追って連絡する旨を顧客に伝える。ただし、明らかに反社であると判断した場合は即時謝絶する。

(3) コンプライアンス統括部署は、確認結果に該当があった場合には、速やかに反社会的勢力の認定を行う。

(注) 顧客等の反社会的勢力の認定は、反社会的勢力に該当するか否かの疑いの程度を、顧客等に関する風評等の情報、顧客等の言動や行為事実、組合が保有する反社会的勢力に関する情報との照合結果、警察・暴迫センター等外部専門機関等へ照会する等(警察への照会を行う際、事業ごとに確認することで可とされているが、他の事業における個別の契約(賠償系共済の有無等)について確認を求められた場合には、業務所管部署と連携のうえ対応)、必要に応じて実施する調査結果等を踏まえて総合的に評価のうえ判定する。なお、認定において不足する情報がある場合等は、業務所管部署に対して追加の調査を指示する。

(確認結果に該当があったものの、反社会的勢力として認定されなかった場合の対応)

第10条 業務所管部署からの照会について、「確認結果」に該当があったものの、反社会的勢力として認定されなかった場合の対応は、次のとおり対応する。

(1) コンプライアンス統括部署の対応

コンプライアンス統括部署は、「反社会的勢力確認結果通知〔様式2〕（以下、「結果通知」という。）」にて、認定結果に該当しないため、所定の手続により取引開始・継続する内容を選択し、業務所管部署へ反社会的勢力データの受渡方法により送付する。

(2) 業務所管部署の対応

「結果通知」を受領した業務所管部署の担当者は、申込書類等により事務処理を行い、確認印を受けた「結果通知」を取引関係書類とともに保管する。

（確認結果に該当があり、反社会的勢力として認定した先への対応）

第11条 業務所管部署からの照会について、反社会的勢力と認定した場合は、次のとおり対応する。

(1) コンプライアンス統括部署の対応

確認結果に該当があり、取引先等が反社会的勢力と判断した場合には、コンプライアンス統括部署は、「結果通知」にて、反社会的勢力に該当するため取引開始の謝絶、取引解消に向けて取組む内容を選択し、業務所管部署へ反社会的勢力データの受渡方法により送付する。

(2) 業務所管部署の対応

業務所管部署は、取引先等が反社会的勢力と判断した場合は、新規先については取引開始を謝絶する。「結果通知」を受領した業務所管部署の担当者は、「お知らせ」〔様式3〕（以下、「見送り状」という。）を作成のうえ、公印を受領した見送り状とともに、申込書類を簡易書留郵便等にて返送し、公印を受領した見送り状の写しを保管する。

既往取引先等については反社会的勢力排除対応管理先対処方針〔様式4〕（以下、「管理先対処方針」という。）を作成するとともに、「管理先」として指定し、コンプライアンス統括部署に報告する。「管理先対処方針」は取引関係書類とともに保管する。

（管理先の管理）

第12条 管理先にかかる「管理先対処方針」の作成は次のとおり対応する。

(1) 業務所管部署において、コンプライアンス統括部署と協議のうえ「管理先対処方針」の業務所管部署欄に業務所管部署長印を押印のうえ、「管理先対処方針」をコンプライアンス統括部署へ反社会的勢力等データの受渡方法により送付し、疑わしい取引の届出を行う。

(2) コンプライアンス統括部署は、「管理先対処方針」の送付を受けた場合には、すみやかに常勤理事に報告する。その後、コンプライアンス担当部署はコンプライアンス委員会に報告し、常勤理事は理事会に報告するとともに監事に報告する。

(3) 「管理先対処方針」に基づき反社会的勢力との取引解消に努めることとする。なお、取引解消にあたっては、訴訟リスクを考慮し、顧問弁護士等と相談のうえ対応する。

② 管理先にかかる「反社会的勢力排除対応管理先対応状況記録簿」〔様式５〕（以下、「記録簿」という。）の受領・確認は次のとおり対応する。

業務所管部署が管理している案件について、業務所管部署で「管理先対処方針」に基づく対応状況について、対応の都度「記録簿」を作成し、業務所管部署欄に業務所管部署長印を押印のうえ、「記録簿」をコンプライアンス担当部署へ反社会的勢力データの受渡方法により送付する。

なお、緊急で対応を検討する必要があると判断される場合は、「記録簿」を作成した都度、コンプライアンス担当部署と対応を協議する。

③ 管理先にかかる「反社会的勢力排除対応管理先対応状況報告書」〔様式６〕（以下、「報告書」という。）の受領・確認は次のとおり対応する。

業務所管部署が管理している案件について、業務所管部署で「管理先対処方針」に基づく対応状況を四半期ごとに取りまとめて「報告書」を作成し、「報告書」の業務所管部署欄に業務所管部署長印を押印のうえ、「報告書」をコンプライアンス統括部署へ反社会的勢力等データの受渡方法により送付する。

なお、いずれの場合も、緊急で対応を検討する必要があると判断される場合は、コンプライアンス統括部署と対応を協議する。

（留意事項）

第 13 条 業務所管部署は、管理先との取引種別を把握し、取引種別および既存取引が拡大しないよう努める。

② コンプライアンス統括部署は、管理先について他の事業の取引状況を確認し、必要に応じて業務所管部署あて報告する。

③ 定款に基づく組合員除名の手続きについては、各事業の取引・契約解除の状況確認を丁寧に行い、他事業への影響が出ないように対処する。

（改廃）

第 14 条 この要領の改廃は、組合長が行う。

【利益相反管理方針】

J A利根沼田（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型

[取引例]

○ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

[取引例]

○ 農業法人等の買収において、当 J A が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。

○ グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。

○ 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

(3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

(4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

(5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

(2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存
- 利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。
6. 利益相反管理体制
- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
7. 利益相反管理体制の検証等
- 当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【利根沼田農業協同組合個人情報保護方針】

利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除

き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組む、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【利根沼田農業協同組合情報セキュリティ基本方針】

利根沼田農業協同組合は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

（1）基本方針

農協法、各法令及び各事業を規定する法令を遵守し、組合員、地域住民に対する社会的責任を果たすべく的確な運営をしています。内部においては、全役職員にコンプライアンス意識の高揚をはかるべく、朝礼、研修会、会議等での意識付けを実施し、自店検査、コンプライアンスチェックの定期的な励行とフィードバックによる不祥事防止対策に努めており、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、進捗管理、問題対策等の協議も実施しています。

また、当組合は農業協同組合法に基づき各事業を行っていますが、農協法はもとより、農協法で準用される各法令や各事業を規定する法令を遵守するのは勿論、組合員・地域住民に対する重要な金融・経済機関である自覚を持って、社会責任を果たす覚悟で運営しています。

（２）法令遵守の体制

１．法令に基づき定款諸規程を整備し、その規定に基づき事業運営並びに会計・事務処理を行っています。

２．総代会を頂点に、執行常勤役員体制、理事会、監事会並びに機巧に基づく職員配置を行い、それぞれの責任と権限により事業運営を行っています。

３．職員には必要な研修を積極的に受講させています。

９．金融ＡＤＲ制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情の解決を図ります。

○当ＪＡの苦情等受付窓口（月～金 ９時～１７時）

窓口	電話番号	窓口	電話
本店金融共済部	0278-22-6638	みなかみ支店	0278-62-2021
沼田支店	0278-23-5145	南部支店	0278-24-4322
東部支店	0278-25-4455	片品支店	0278-58-2321

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【信用事業】

群馬県弁護士会紛争解決センター（TEL：027-234-9321）

①の窓口またはＪＡバンク相談所

一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所（TEL：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただく事も可能です。

【共済事業】

（一社）日本共済協会 共済相談所（TEL：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。
か、①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、17.93%となりました。

11. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和7年4月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。 なお、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いは停止しております。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金は自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ＡＴＭからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。		
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上です。
	一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯 金 等 の 保 護 の 内 容

貯 金 等 の 種 類			保 護 さ れ る 貯 金 等 の 額
貯金保険の対象となる貯金等	決済用貯金（注１）	当 座 貯 金 無利息普通貯金等	全 額 保 護
	一 般 貯 金 等	有利息型普通貯金・定期貯金・通知貯金・貯蓄貯金・定期積金・農林債（保護預り専用商品）等（注２）	合算して元本1,000万円までとその利息等（注３）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））
貯金保険の対象外の貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債（募集債等）等		保 護 対 象 外 （破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））

（注１）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３要件を満たすものです。

（注２）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当します。

（注３）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業）の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和７年４月１日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご 融 資 期 間	ご 返 済 方 法	担 保 ・ 保 証	利 率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の２種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和7年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率
住 宅 ロ ー ン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	住宅の新築・購入（中古含む）・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円以上10,000万円以内（1万円単位）	3年以上50年以内（40年超は、新築住宅の建築・購入に限る。借換の場合、借換対象ローンの残存期間内）	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教 育 ロ ー ン (カード型は除く)	18歳以上、最終返済時の年齢が80歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJ A組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金、他金融機関から借入中の教育資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）	据置期間含め6か月以上15年以内（借換の場合、借換対象の残存期間内）	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
多目的 ロ ー ン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJ A組合員の方となります。	負債整理資金等を除く資金使途が確認できる生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円以上1,000万円以内（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
マイカー ロ ー ン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検費用、他金融機関等から借入中の自動車資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限 ※新規就労者は、300万円が上限	据置期間含め6か月以上15年以内（借換の場合、借換対象の残存期間内）	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
クローバ ロ ー ン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJ A正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。（ただし負債整理資金、共済未払掛金、経済未払金の返済は除きます。）	10万円以上300万円以内（1万円単位）	1か月以上5年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カ ー ド ロ ー ン (約定返済型)	20歳以上65歳未満のJ A組合員の方となります。（契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。）	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上300万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※65歳の誕生日以降（契約金額50万円以内の場合は70	①毎月返済 ②任意返済	群馬県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円以上500万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※70歳の誕生日以降の契約更新は行わな		三菱UFJニコス（株）	

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和7年4月1日現在）

金融機関名	資金名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（３年固定利付債、５年固定利付債、１０年変動利付債）、新窓販国債（２、５、１０年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のＪＡのＡＴＭや他金融機関等との提携によるＡＴＭ入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全ＪＡにおいてＩＣキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和7年4月1日現在）

項目	サービス内容
ＪＡキャッシュサービス ※	ＪＡバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、ＪＡバンクのＡＴＭによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱ＵＦＪ銀行ＡＴＭ、セブン銀行ＡＴＭ、イーネットＡＴＭ、ローソン銀行ＡＴＭ、ＪＦマリンバンクＡＴＭによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
ＩＣキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにＩＣチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なＩＣチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
ＪＡカード	ＪＡ独自の多彩な特典を備えた「ＪＡならでは」のクレジットカードで、ＩＣチップを搭載したＪＡカードは、お客さまに安全をお届けいたします。 また、ＩＣキャッシュカードと一緒にあった一体型カードもございます。
ＪＡネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	ＪＡバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約６,０００店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できるＪＡバンクＡＴＭが約１０,３００台あります。 （※）店舗数は２０２４年３月３１日現在、ＡＴＭ台数は２０２４年３月３１日現在 ＪＡバンク調べ
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、ＪＡバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はＡＴＭにより異なります。また、ＡＴＭ稼働時間であってもＪＡバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのＪＡまたは、ご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

信用事業顧客手数料一覧表

◆ 貯金関係手数料

(令和7年4月1日現在)

区 分	取 扱 内 容	基 準	手 数 料
貯金通帳・証書 キャッシュカード	再 発 行	1 通 (枚) につき	1,100円
I Cキャッシュカード	新 規 発 行	1 枚につき	無 料
	更 新 発 行	1 枚につき	無 料
	再 発 行	1 枚につき	1,100円
J Aカード一体型 I Cカード	新 規 発 行	1 枚につき	無 料
	更 新 発 行	1 枚につき	無 料
	再 発 行	1 枚につき	1,100円
残 高 証 明 書	J A指定用紙	1 通につき	550円
	指定外 (お客様の指定用紙)	1 通につき	1,100円
	指定外 (監査法人向け)	1 通につき	3,300円

口 座 取 引 異 動 明 細	1 ヶ月当たり	110円
マ イ ク ロ フ ィ ル ム コ ピ ー	1 ヶ月当たり	110円
小 切 手 帳	1 冊 (50枚)	550円
自 己 宛 小 切 手	1 枚につき	550円
約 束 手 形	1 枚につき	11円
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料	年 額	1,320円
媒 体 持 込 手 数 料	1ファイルあたり	5,500円

◆ 融資関係手数料

取 扱 内 容		基 準	
J Aカードローン口座管理手数料		1 案 件	1,100円
条 件 変 更		1 案 件	5,500円
金利選択型の固定金利への継続・変更			5,500円
住宅ローン繰上返済（固定金利特約期間）		全 額 繰 上	33,000円
（根） 抵当権設定（住宅関連資金）			11,000円
（根） 抵当権設定（住宅関連資金以外）			22,000円
（根） 抵当権一部抹消			5,500円
質 権 設 定			1,100円
融 資 証 明 書		1 通につき	5,500円
残 高 証 明 書	J A指定用紙	1 通につき	550円
	指定外（お客様の指定用紙）	1 通につき	1,100円
	指定外（監査法人向け）	1 通につき	3,300円

信用事業顧客手数料一覧表

◆ ATM利用手数料 ※ J Aのキャッシュカードをご利用の場合

(令和7年4月1日現在)

ご 利 用 A T M	ご 利 用 時 間			手数料
J Aバンク A T M	平 日	出 金	8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	無 料
		入 金	8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	
	土 曜 日	出 金	8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	
		入 金	8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	
	日・祝日	出 金	8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	
		入 金	8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	
提携金融機関 A T M	平 日	出 金	8 : 0 0 ~ 8 : 4 5	220円
			8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0	110円
			1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	220円
	土・日 祝日	出 金	8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	220円
三菱UFJ銀行 A T M	平 日	出 金	8 : 0 0 ~ 8 : 4 5	110円
			8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0	無 料
			1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	110円
	土・日 祝日	出 金	8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	110円
ゆうちょ銀行 A T M	平 日	出 金	8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0	110円
	土 曜 日	出 金	9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	110円
	日・祝日 等	出 金	上記時間以外	220円
		入 金	上記時間以外	110円
セブン銀行 A T M イーネット A T M ローソン A T M	平 日	出 金	8 : 0 0 ~ 8 : 4 5	220円
			8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0	110円
			1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	220円
		入 金	8 : 0 0 ~ 8 : 4 5	220円
			8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0	110円
			1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	220円
	土 曜 日	出 金	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0	220円
			9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	110円
			1 4 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	220円
		入 金	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0	220円
			9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	110円
			1 4 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	220円
	日・祝日	出 金	8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	220円
		入 金		

信用事業顧客手数料一覧表

◆ 為替関係手数料

(令和7年4月1日現在)

区 分	取 扱 内 容		金 額	窓 口 扱 い	A T M	定時自動送金	ネットバンク (個人)	ネットバンク (法人)
振 込 手 数 料	系 統 宛	当 J A 本 支 店	3 万円以上	330円	無 料	無 料	無 料	無 料
		同一支所内	3 万円未満	220円	無 料	無 料	無 料	無 料
		県内外 J A	3 万円以上	440円	330円	330円	220円	440円
		農中・信連	3 万円未満	220円	110円	110円	110円	220円
	他 行 宛	電 信 扱 い	3 万円以上	770円	550円	660円	330円	550円
		文 書 扱 い	3 万円未満	550円	330円	440円	160円	380円
F D M T	当 J A 本 支 店 同 一 支 所 内		3 万円以上	220円	※定時自動集金・振替サービスは無料 です。			
			3 万円未満	110円				
	他 行 宛		3 万円以上	660円	※自店において、ご本人またはご家族 口座への無通入金および家族間の振 替は無料です。(依頼人の本人確認 と家族であることの確認が必要です)			
			3 万円未満	440円				
送 金 手 数 料	当 J A 本 支 店			440円				
	他 行 宛			660円				
代 金 取 立	電子交換所			880円	※個別取立や組戻等において、手数料 以上の実費が掛かる場合は、超過分 をいただきます。			
	個別取立			1,100円				
	不渡手形・小切手返却・組戻(含む、送金・振込)			880円				

◆ 両替手数料・金種指定払戻手数料

両 替 枚 数	手 数 料 (税込)
5 0 枚 以下	無 料
5 1 枚～5 0 0 枚	550円
5 0 1 枚～1, 0 0 0 枚	1,100円
1, 0 0 1 枚 以上	1, 1 0 0 円+5 0 0 枚毎に5 5 0 円

※両替手数料の取扱枚数は、持込枚数または受取枚数のいずれか多い枚数となります。

※新札を希望される場合は、両替手数料・金種指定払戻手数料の対象となります。

※支払いの一部を金種指定された場合であっても、取扱枚数(支払枚数)で金種指定払戻手数料を算出いたします。ただし、一万円の普通
札は取扱い枚数に含めません。(複数の払戻請求書に分けてお引き出しされる場合、合計枚数に応じて手数料をいただきます)

※お一人様1日1回50枚まで無料となります。枚数については、1回のお取引ではなく、1日を通した取引の合計枚数とさせていただきます。

◆ 硬貨入金手数料

両 替 枚 数	手 数 料 (税込)
5 0 枚 以下	無 料
5 1 枚～5 0 0 枚	550円
5 0 1 枚～1, 0 0 0 枚	1,100円
1, 0 0 1 枚 以上	1, 1 0 0 円+5 0 0 枚毎に5 5 0 円

※入金等の総枚数で算出いたします。

※同日に、同一名義口座へ複数回に分けてご入金いただく場合は、硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。

※算定後にご入金を取り止める場合、入金額を変更される場合も、算定した枚数に応じた手数料をいただきます。

※お一人様1日1回50枚まで無料となります。枚数については、1回のお取引ではなく、1日を通した取引の合計枚数とさせていただきます。

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。農業者が有する固有のリスクに対する「農業」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま＋農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済………万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。共済期間や手術・放射線治療保障の有無など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。また、健康を維持した場合に健康祝金が受け取れるプランもあります。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済………病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 特定重度疾病共済
……………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。
- 養老生命共済………万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

○こども共済……お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済……住まいの火災損害を保障します。

○農業者賠償責任共済
……農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってＪＡに注文しておき、ＪＡはそれをまとめてＪＡ全農に発注し、ＪＡ全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、ＪＡ・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→ＪＡ→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、ＪＡの販売事業です。

この目的を達成するためＪＡグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないＪＡ独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、ＪＡの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

ＪＡの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをＪＡの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をＪＡのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をＪＡでは宅地等供給事業として行っています。これはＪＡが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 ＪＡが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 ＪＡが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 ＪＡが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもＪＡでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

ＪＡでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（精米、精麦、製粉など）して組合員に引き渡しを行っています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	資 産	
	令和5年度 (令和6年2月29日現在)	令和6年度 (令和7年2月28日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	88,530,679	87,828,533
(1) 現 金	421,584	436,986
(2) 預 金	61,986,532	62,444,974
系統預金	59,959,898	60,401,535
系統外預金	2,026,633	2,043,438
(3) 有価証券	4,517,770	4,421,090
国 債	2,683,040	2,489,990
地 方 債	1,260,970	1,387,450
社 債	573,760	543,650
(4) 貸 出 金	21,272,432	20,112,496
(5) その他の信用事業資産	337,888	414,938
未収収益	327,934	382,234
その他の資産	9,953	32,703
(6) 貸倒引当金	△ 5,529	△ 1,951
2. 共済事業資産	557	440
(1) その他の共済事業資産	557	440
3. 経済事業資産	1,184,324	1,175,126
(1) 経済事業未収金	621,885	669,427
(2) 経済受託債権	245	217
(3) 棚卸資産	560,664	504,593
購 買 品	503,837	447,492
その他の棚卸資産	56,827	57,100
(4) リース投資資産	2,286	1,420
(5) その他の経済事業資産	21,786	23,111
(6) 貸倒引当金	△ 22,543	△ 23,643
4. 雑 資 産	419,366	373,267
5. 固定資産	2,019,761	2,070,294
(1) 有形固定資産	2,002,528	2,054,317
建物	4,262,236	4,330,978
機械装置	1,195,587	1,262,898
土地	758,793	760,421
その他の有形固定資産	1,326,447	1,356,132
減価償却累計額	△ 5,540,536	△ 5,656,113
(2) 無形固定資産	17,232	15,977
6. 外部出資	6,059,793	6,763,843
系統出資	5,776,103	6,480,103
系統外出資	279,690	279,740
子会社等出資	4,000	4,000
7. 繰延税金資産	75,755	75,672
資 産 の 部 合 計	98,290,238	98,287,180

(単位：千円)

負 債 及 び 純 資 産		
科 目	令和5年度 (令和6年2月29日現在)	令和6年度 (令和7年2月28日現在)
(負債の部)		
1. 信用事業負債	89,488,526	89,221,264
(1) 貯 金	89,089,407	88,808,634
(2) 借 入 金	3,566	1,278
(3) その他の信用事業負債	395,552	411,351
未払費用	978	7,371
その他の負債	394,573	403,980
2. 共済事業負債	396,645	371,803
(1) 共済資金	176,125	156,537
(2) 未経過共済付加収入	220,246	214,979
(3) その他の共済事業負債	273	286
3. 経済事業負債	408,428	493,305
(1) 経済事業未払金	371,152	459,662
(2) 経済受託債務	37,276	33,642
4. 雑 負 債	507,457	671,246
(1) 未払法人税等	112,897	139,358
(2) 資産除去債務	53,882	54,547
(3) その他の負債	340,678	477,340
5. 諸引当金	615,332	645,784
(1) 賞与引当金	53,650	52,331
(2) 退職給付引当金	561,682	593,452
負 債 の 部 合 計	91,416,390	91,403,403
(純資産の部)		
1. 組合員資本	7,243,082	7,550,456
(1) 出資金	2,044,594	2,029,242
(2) 資本準備金	8,927	8,927
(3) 利益剰余金	5,207,108	5,524,683
利益準備金	2,939,039	3,059,039
その他利益剰余金	2,268,068	2,465,643
リスク管理強化積立金	1,230,000	1,310,000
施設整備積立金	540,000	600,000
経営基盤強化積立金	40,000	100,000
当期末処分剰余金	458,068	455,643
(うち当期剰余金)	351,598	347,792
(4) 処分未済持分	△ 17,547	△ 12,396
2. 評価・換算差額等	△ 369,235	△ 666,680
(1) その他有価証券評価差額金	△ 369,235	△ 666,680
純 資 産 の 部 合 計	6,873,847	6,883,776
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	98,290,238	98,287,180

2. 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5年3月1日～令和6年2月29日)			令和6年度 (令和6年3月1日～令和6年2月28日)		
1. 事業総利益			2,480,432			2,547,199
事業収益		6,962,788			7,171,514	
事業費用		4,482,356			4,624,314	
(1) 信用事業収益		649,949			701,389	
資金運用収益	583,161			633,219		
(うち預金利息)	(287,459)			(366,013)		
(うち有価証券利息)	(31,468)			(34,691)		
(うち貸出金利息)	(259,667)			(232,514)		
(うちその他受入利息)	(4,565)			(1)		
役務取引等収益	28,054			28,030		
その他経常収益	38,733			40,139		
(2) 信用事業費用		182,770			210,364	
資金調達費用	3,583			36,041		
(うち貯金利息)	(1,246)			(35,159)		
(うち給付補填備金繰入)	(360)			(196)		
(うちその他支払利息)	(1,976)			(685)		
役務取引等費用	11,802			12,173		
その他経常費用	167,383			162,148		
(うち貸倒引当金繰入額)	(528)					
(うち貸倒引当金戻入益)				(△ 3,578)		
信用事業総利益			467,179			491,025
(3) 共済事業収益		659,960			642,253	
共済付加収入	629,249			604,262		
その他の収益	30,711			37,990		
(4) 共済事業費用		79,029			74,413	
共済推進費	19,321			13,620		
その他の費用	59,708			60,792		
共済事業総利益			580,931			567,839
(5) 購買事業収益		4,220,149			4,266,147	
購買品供給高	3,788,818			3,840,762		
購買手数料	246,190			260,916		
修理サービス料	141,159			140,895		
その他の収益	43,982			23,574		
(6) 購買事業費用		3,573,475			3,658,225	
購買品供給原価	3,196,082			3,268,410		
購買品供給費	267,892			276,325		
その他の費用	109,500			113,488		
(うち貸倒引当金繰入額)				(1,104)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,036)					
購買事業総利益			646,674			607,922
(7) 販売事業収益		653,122			726,645	
販売手数料	509,809			555,860		
その他の収益	143,313			170,784		
(8) 販売事業費用		105,374			101,812	
販売費	39,470			36,244		
その他の費用	65,903			65,567		
販売事業総利益			547,748			624,833
(9) 保管事業収益		376			307	
(10) 保管事業費用		122			370	
保管事業総利益			253			62
(11) 加工事業収益		58,280			58,807	
(12) 加工事業費用		42,128			43,819	
加工事業総利益			16,151			14,988

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5年3月1日～令和6年2月29日)			令和6年度 (令和6年3月1日～令和6年2月28日)		
(13) 利用事業収益		690,754			748,180	
(14) 利用事業費用 (うち貸倒引当金繰入額) (うち貸倒引当金戻入益)		469,505 (4)			505,052 (△ 4)	
利用事業総利益			221,249			243,128
(15) 宅地等供給事業収益		10,506			8,700	
(16) 宅地等供給事業費用		2,167			2,196	
宅地等供給事業総利益			8,339			6,503
(17) 指導事業収益		27,858			27,023	
(18) 指導事業費用		35,953			36,002	
指導事業収支差額			△ 8,095			△ 8,978
2. 事業管理費			2,101,736			2,151,836
(1) 人件費		1,644,056			1,687,280	
(2) 業務費		112,670			121,328	
(3) 諸税負担金		74,011			70,191	
(4) 施設費		264,338			268,157	
(5) その他事業管理費		6,658			4,878	
事業利益			378,695			395,363
3. 事業外収益			208,677			153,185
(1) 受取雑利息		3,393			3,674	
(2) 受取出資配当金		92,556			34,501	
(3) 賃貸料		56,402			61,272	
(4) 償却債権取立益		1,220			770	
(5) 雑収入		55,104			52,967	
4. 事業外費用			37,486			44,031
(1) 寄付金		84			89	
(2) 賃貸費用		34,426			41,765	
(4) 雑損失 (うち貸倒引当金繰入額) (うち貸倒引当金戻入益)		2,975 (0)			2,176 (△ 0)	
経常利益			549,886			504,518
5. 特別利益			54,614			6,674
(1) 固定資産処分益		54,341			49	
(2) 受取保険金		272			6,625	
6. 特別損失			128,703			16,803
(1) 固定資産処分損		24,774			13,693	
(2) 減損損失		103,928			3,110	
税引前当期利益			475,797			494,389
法人税、住民税及び事業税		131,797			146,513	
法人税等調整額		△ 7,597			82	
法人税等合計			124,199			146,596
当期剰余金			351,598			347,792
当期首繰越剰余金			106,470			107,850
当期末処分剰余金			458,068			455,643

3. 注 記 表

【令和5年度】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
 - …主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産
 - …最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000 千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の

損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合

は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

育苗センター・トマトセンター・予冷庫・こんにゃく荒粉加工所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

ん。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 85,340 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した経営基盤強化5ヵ年計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 103,928 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は、群馬県下の

農業協同組合の固定資産事業利益率の過去3年間の平均値により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 28,073 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 1 千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 418,109 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 128,373 千円 機械装置 218,723 千円 土地 48,865 千円

その他の有形固定資産 22,147 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2,000,000	質権	為替決済	—
計	2,000,000			—

(4) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 102,216 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 127,092 千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	27,652 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－ 千円

(6) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農協法等開示債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 11,159 千円、危険債権額は 496 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 11,656 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	682,252 千円
うち事業取引高	682,252 千円
うち事業取引以外の取引高	－ 千円
②子会社等との取引による費用総額	654,874 千円
うち事業取引高	654,874 千円
うち事業取引以外の取引高	－ 千円

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、営農センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さない

ものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
利根東支店	営業店舗	土地、器具備品	
新治支店	営業店舗	器具備品	
オートパル中部	営業店舗	土地、建物、構築物、車両、器具備品、機械装置	
オートパル東部	営業店舗	建物、車両、器具備品、機械装置	
ガスセンター	営業店舗	器具備品	
旧月夜野加工所	遊休資産	土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

利根東支店、新治支店、オートパル中部、オートパル東部、ガスセンターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧月夜野加工所の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

利根東支店	1,103 千円（土地 778 千円、器具備品 325 千円）
新治支店	325 千円（器具備品 325 千円）
オートパル中部	95,107 千円（土地 75,730 千円、建物 12,346 千円、構築物 880 千円、車両 519 千円、器具備品 242 千円、機械装置 5,387 千円）
オートパル東部	6,469 千円（建物 4,820 千円、車両 332 千円、器具備品 199 千円、機械装置 1,117 千円）
ガスセンター	583 千円（器具備品 583 千円）
旧月夜野加工所	338 千円（土地 338 千円）
合 計	103,928 千円（土地 76,847 千円、建物 17,166 千円、構築物 880 千円、車両 852 千円、器具備品 1,677 千円、機械装置 6,504 千円）

④回収可能価額の算定方法

利根東支店、オートパル中部、旧月夜野加工所の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

その他の資産の回収可能価額については、備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品で

す。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.326%上昇したものと想定した場合には、経済価値が274,905千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	61,986,532	61,779,879	△206,652
有価証券			
その他有価証券	4,517,770	4,517,770	—
貸出金	21,272,432		
貸倒引当金	△5,529		
貸倒引当金控除後	21,266,903	21,396,294	129,390
資 産 計	87,771,205	87,693,943	△77,262
貯金	89,089,407	89,048,987	△40,420
負 債 計	89,089,407	89,048,987	△40,420

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	6,059,793

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	59,986,532	—	—	—	—	2,000,000
有価証券						
その他有価証券のうち満期が	—	100,000	—	—	200,000	4,600,000

あるもの 貸出金(*1、2、3)	1,968,606	1,586,011	1,486,039	1,347,445	1,192,012	13,677,251
合 計	61,955,138	1,668,011	1,486,039	1,347,445	1,392,012	20,277,251

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 104,833 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 9,065 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,000 千円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*1)	85,640,787	1,617,639	1,219,402	271,849	314,900	24,827
合 計	85,640,787	1,617,639	1,219,402	271,849	314,900	24,827

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額 (*)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の	国 債	104,130	99,954	4,175
	地方債	723,730	699,928	23,801
	社 債	308,860	299,916	8,943
	小 計	1,136,720	1,099,799	36,920
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	国 債	2,578,910	2,887,180	△308,270
	地方債	537,240	600,000	△62,760
	社 債	264,900	300,025	△35,125
	小 計	3,381,050	3,787,205	△406,155
合 計		4,517,770	4,887,005	△369,235

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,550,433 千円
勤務費用	65,147 千円
利息費用	8,462 千円
数理計算上の差異の発生額	23,428 千円
退職給付の支払額	△99,533 千円
期末における退職給付債務	1,547,939 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	991,429 千円
期待運用収益	6,603 千円
数理計算上の差異の発生額	20 千円
特定退職共済金制度への拠出金	62,186 千円
退職給付の支払額	△73,982 千円
期末における年金資産	986,257 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,547,939 千円
特定退職金共済制度	△986,257 千円
未積立退職給付債務	561,682 千円
貸借対照表計上額純額	561,682 千円
退職給付引当金	561,682 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	65,147 千円
利息費用	8,462 千円
期待運用収益	△6,603 千円
数理計算上の差異の費用処理額	23,408 千円
合 計	90,415 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	28%

現金及び預金	3%
その他	5%
合 計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.57%
長期期待運用収益率	0.66%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,247千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、213,793千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	155,361千円
減損損失	148,480千円
その他有価証券評価差額金	102,130千円
資産除去債務	15,267千円
賞与引当金	14,839千円
未払事業税・地方特別法人税	7,868千円
事務委託費否認	2,496千円
未払法定福利費	2,485千円
未収利息不計上否認	1,679千円
その他	87千円
繰延税金資産小計	450,696千円
評価性引当額	△365,355千円
繰延税金資産合計（A）	85,340千円
繰延税金負債	
全農合併に伴うみなし配当否認額	△9,585千円
繰延税金負債合計（B）	△9,585千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	75,755千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.57%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.69%
住民税均等割等	1.19%
評価性引当額の増減	△0.33%
その他	△0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.10%

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

①オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

1年以内	1年超	合計
5,657	5,638	11,295

(貸手側)

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	3,082 千円
見積残存価額部分	— 千円
受取利息相当額	△ 795 千円
合 計	2,286 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

当組合の本店の一部に使用されている、有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

また、当組合の新治給油所、片品給油所は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務を有していますが、閉鎖が決定したことにより、合理的に見積もることができるようになったため、資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 2 年～18 年、割引率は 0.7%～3.0%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	53,191 千円
時の経過による調整額	690 千円
期末残高	53,882 千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は営農経済総合センターの建物等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和6年度】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
 - …主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産
 - …最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
 - 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 - また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000 千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を

算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当

該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

育苗センター・トマトセンター・予冷库・こんにゃく荒粉加工所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 85,258 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した経営基盤強化5ヵ年計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 3,110 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定において算出しています。割引率は、群馬県下の農業協同組合の固定資産事業利益率の過去3年間の平均値により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事

業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 25,595 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 1 千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 417,882 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 128,373 千円 機械装置 218,723 千円 土地 48,865 千円

その他の有形固定資産 21,920 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2,000,000	質権	為替決済	—
計	2,000,000			—

(4) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 90,283 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 222,297 千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 21,311 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 — 千円

(6) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,427千円、危険債権額は10,922千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,349千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	688,187 千円
うち事業取引高	688,187 千円
うち事業取引以外の取引高	－ 千円
②子会社等との取引による費用総額	661,673 千円
うち事業取引高	661,673 千円
うち事業取引以外の取引高	－ 千円

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、営農センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、

共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
利根東支店	営業用店舗	土地	
オートパル中部	営業用店舗	土地、器具備品	
オートパル東部	営業用店舗	器具備品	
ガスセンター	営業用店舗	建物、器具備品	
旧月夜野加工所	遊休資産	土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

利根東支店、オートパル中部、オートパル東部、ガスセンターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧月夜野加工所の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

利根東支店	541 千円（土地 541 千円）
オートパル中部	1,252 千円（土地 510 千円、器具備品 742 千円）
オートパル東部	325 千円（器具備品 325 千円）
ガスセンター	482 千円（建物 157 千円、器具備品 325 千円）
旧月夜野加工所	508 千円（土地 508 千円）
合 計	3,110 千円（土地 1,559 千円、建物 157 千円、器具備品 1,392 千円）

④回収可能価額の算定方法

利根東支店、オートパル中部、旧月夜野加工所の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

その他の資産の回収可能価額については、備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスク

に晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.672%上昇したものと想定した場合には、経済価値が372,144千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利と

その他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	62,444,974	62,158,636	△286,337
有価証券			
その他有価証券	4,421,090	4,421,090	—
貸出金	20,112,496		
貸倒引当金	△1,951		
貸倒引当金控除後	20,110,545	20,049,164	△61,380
資 産 計	86,976,609	86,628,891	△347,718
貯金	88,808,634	88,662,812	△145,822
負 債 計	88,808,634	88,662,812	△145,822

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,763,843

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	60,444,974	—	—	—	—	2,000,000
有価証券						
其他有価証券のうち満期が	100,000	—	—	200,000	100,000	4,700,000
あるもの	1,870,934	1,587,161	1,461,828	1,306,330	1,124,095	12,748,794
貸出金(*1、2)						
合 計	62,415,908	1,587,161	1,461,828	1,506,330	1,224,095	19,448,794

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 106,571 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 13,351 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	84,501,053	2,113,332	1,542,919	283,250	337,458	30,619
合 計	84,501,053	2,113,332	1,542,919	283,250	337,458	30,619

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額 (*)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の	国 債	-	-	-
	地方債	202,990	199,999	2,990
	社 債	200,820	199,934	885
	小 計	403,810	399,933	3,876
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	国 債	2,489,990	2,987,874	△497,884
	地方債	1,184,460	1,299,938	△115,478
	社 債	342,830	400,023	△57,193
	小 計	4,017,280	4,687,836	△670,556
合 計		4,421,090	5,087,770	△666,680

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,547,939 千円
勤務費用	65,468 千円
利息費用	8,677 千円
数理計算上の差異の発生額	42,176 千円
退職給付の支払額	△69,238 千円
期末における退職給付債務	1,595,022 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	986,257 千円
期待運用収益	7,070 千円
数理計算上の差異の発生額	100 千円
特定退職共済金制度への拠出金	61,012 千円
退職給付の支払額	△52,870 千円
期末における年金資産	1,001,570 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,595,022 千円
特定退職金共済制度	△1,001,570 千円
未積立退職給付債務	593,452 千円
貸借対照表計上額純額	593,452 千円
退職給付引当金	593,452 千円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	65,468 千円
利息費用	8,677 千円
期待運用収益	△7,070 千円
数理計算上の差異の費用処理額	42,076 千円
合 計	109,150 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	69%
年金保険投資	25%
現金及び預金	6%
合 計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.57%
長期期待運用収益率	0.71%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度

の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 21,951 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、181,481 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	184,403 千円
退職給付引当金	164,148 千円
減損損失	144,049 千円
資産除去債務	15,451 千円
賞与引当金	14,475 千円
未払事業税・地方特別法人税	8,779 千円
事務委託費否認	2,496 千円
未払法定福利費	2,448 千円
未収利息不計上否認	1,683 千円
その他	212 千円

繰延税金資産小計	538,149 千円
----------	------------

評価性引当額	△452,891 千円
--------	-------------

繰延税金資産合計（A）	85,258 千円
-------------	-----------

繰延税金負債

全農合併に伴うみなし配当否認額	△9,585 千円
-----------------	-----------

繰延税金負債合計（B）	△9,585 千円
-------------	-----------

繰延税金資産の純額（A）＋（B）	75,672 千円
------------------	-----------

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
--------	--------

（調整）

交際費等永久に損金に算入されない項目	1.06%
--------------------	-------

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.96%
----------------------	--------

住民税均等割等	1.14%
---------	-------

評価性引当額の増減	1.07%
-----------	-------

その他	△0.30%
-----	--------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.67%
-------------------	--------

（3）当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び

繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.66%から28.37%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産は478千円増加し、法人税等調整額は478千円減少することになります。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

①オペレーティングリース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

1年以内	1年超	合計
16,966	51,416	68,382

(貸手側)

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	1,911千円
見積残存価額部分	—千円
受取利息相当額	△490千円
合 計	1,420千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

当組合の本店の一部に使用されている、有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

また、当組合の新給油所、片品給油所は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸借期間終了による原状回復義務を有していますが、閉鎖が決定したことにより、合理的に見積もることができるようになったため、資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～18年、割引率は0.7%～3.0%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	53,882 千円
時の経過による調整額	664 千円
期末残高	54,547 千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は営農経済総合センターの建物等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	458,068,775	455,643,673
2. 剰余金処分額	350,217,977	350,029,217
(1) 利益準備金	120,000,000	120,000,000
(2) 任意積立金	200,000,000	200,000,000
リスク管理強化積立金	80,000,000	50,000,000
施設整備積立金	60,000,000	100,000,000
経営基盤強化積立金	60,000,000	50,000,000
(3) 出資配当金	30,217,977	30,029,217
3. 次期繰越剰余金	107,850,798	105,614,456

５．部門別損益計算書

令和６年３月１日から令和７年２月２８日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業 業	生活その他 事業 業	営農指導 事業 業	共通管理費等
事業収益	①	7,179,455	701,389	642,253	5,119,949	688,839	27,023
事業費用	②	4,632,256	210,364	74,413	3,758,178	553,297	36,002
事業総利益	③＝①－②	2,547,199	491,025	567,839	1,361,771	135,542	△ 8,978
事業管理費	④	2,151,836	290,502	402,362	1,117,436	226,748	114,786
(うち減価償却費)	⑤	(146,605)	(4,273)	(3,727)	(122,781)	(13,905)	(1,916)
(うち人件費)	⑤'	(1,687,280)	(255,107)	(371,614)	(784,350)	(173,373)	(102,833)
※うち共通管理費	⑥		48,322	53,773	298,420	58,024	15,628
(うち減価償却費)	⑦		(2,880)	(3,205)	(17,789)	(3,459)	(931)
(うち人件費)	⑦'		(23,037)	(25,636)	(142,272)	(27,663)	(7,450)
事業利益	⑧＝③－④	395,363	200,522	165,477	244,334	△ 91,206	△ 123,764
事業外収益	⑨	153,185	10,935	11,849	109,049	17,878	3,471
※うち共通	⑩		10,562	11,753	65,227	12,682	3,415
事業外費用	⑪	44,031	213	237	41,846	1,665	69
※うち共通	⑫		213	237	1,317	256	69
経常利益	⑬＝⑧＋⑨－⑪	504,518	211,245	177,089	311,537	△ 74,992	△ 120,361
特別利益	⑭	6,674	420	467	5,146	504	135
※うち共通	⑮		420	467	2,594	504	135
特別損失	⑯	16,803	403	449	14,853	967	130
※うち共通	⑰		403	449	2,491	484	130
税引前当期利益	⑱＝⑬＋⑭－⑯	494,389	211,261	177,107	301,831	△ 75,455	△ 120,355
営農指導事業分配額	⑲		24,300	22,986	51,367	21,701	△ 120,355
営農指導事業分配後 税引前当期利益	⑳＝⑱－⑲	494,389	186,960	154,121	250,463	△ 97,156	

※①、②の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分を記載しています。

(注)

１．共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

- (１) 共通管理費等 (人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)
- (２) 営農指導事業 (均等割＋事業総利益割)
- (３) 共通資産 (共通管理費割)

２．配賦割合 (１の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：％)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業 業	生活その他 事業 業	営農指導 事業 業	計
共通管理費等	10.1	11.3	62.9	12.2	3.3	100.0
営農指導事業	20.1	19.1	42.6	18.0		100.0

３．部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業 業	生活その他 事業 業	営農指導 事業 業	共通資産
事業別の総資産	98,287,180	87,009,002	7,307	1,549,810	295,036	62,479	9,363,542
総資産 (共通資産配賦後)	98,287,180	87,963,238	1,069,182	7,442,804	1,440,861	371,093	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年5月31日
利根沼田農業協同組合
代表理事組合長 田村 活幸

7. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損 益 の 状 況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	2,316	2,320	2,369	2,480	2,547
信用事業収益	459	501	468	467	491
共済事業収益	668	658	643	580	567
農業関連事業収益	1,004	1,046	1,123	1,292	1,361
その他事業収益	184	114	134	139	126
経 常 利 益	306	317	401	549	504
当 期 剰 余 金	191	226	154	351	347
出 資 金	2,091	2,076	2,061	2,044	2,029
(出 資 口 数)	2,091,626	2,076,594	2,061,943	2,044,594	2,029,242
純 資 産 額	6,654	6,803	6,620	6,873	6,883
総 資 産 額	95,401	97,132	98,873	98,290	98,287
貯 金 等 残 高	86,513	88,044	89,371	89,089	88,808
貸 出 金 残 高	19,385	19,822	21,094	21,272	20,112
有 価 証 券 残 高	3,159	4,298	4,176	4,517	4,421
剰 余 金 配 当 金 額					
・出資配当の額	20	20	20	30	30
・事業利用分当配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	283	267	262	253	245
単体自己資本比率 (%)	15.11	15.64	16.34	17.14	17.93

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利 益 総 括 表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
収 支 差 額			
資 金 運 用 収 支	579	597	18
役 務 取 引 等 収 支	16	15	△ 1
そ の 他 事 業 収 支	△ 128	△ 122	6
信 用 事 業 収 支 計	467	491	24
信 用 事 業 粗 利 益	595	613	18
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	(0.67)	(0.69)	(0.02)
事 業 粗 利 益	2,671	2,714	43
(事 業 粗 利 益 率)	(2.55)	(2.76)	(0.21)
事 業 純 益	568	561	△ 7
実 質 事 業 純 益	569	562	△ 7
コ ア 事 業 純 益	569	562	△ 7
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	569	562	△ 7

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	88,405	578	0.655	87,955	633	0.719
うち預金	62,420	287	0.461	62,180	366	0.588
うち有価証券	4,641	31	0.678	4,957	34	0.699
うち貸出金	21,342	259	1.217	20,817	232	1.116
資金調達勘定	89,913	1	0.001	89,372	36	0.040
うち貯金・定積	89,908	1	0.001	89,369	35	0.039
うち譲渡性貯金	0	0	0.000	0	0	0.000
うち借入金	4	0	0.000	2	0	0.000
総資金利ざや	—		0.352	—		0.355

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	11	54
預 金	2	78
有価証券	1	3
貸 出 金	7	△ 27
支 払 利 息	0	33
貯 金	0	33
譲渡性貯金	0	0
借 入 金	0	0
差 引	11	21

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	56,218	62.5	58,073	65.0	1,854
定 期 性 貯 金	33,639	37.4	31,235	35.0	△ 2,403
そ の 他 の 貯 金	50	0.1	60	0.1	10
計	89,908	100.0	89,369	100.0	△ 538
譲 渡 性 貯 金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	89,908	100.0	89,369	100.0	△ 538

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	31,690	100.0	29,735	100.0	△ 1,955
固定金利定期	31,688	100.0	29,733	100.0	△ 1,954
変動金利定期	1	0.0	1	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金

2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付 金	0	0	0
証 書 貸 付 金	20,410	20,203	△ 207
当 座 貸 越	116	107	△ 8
割 引 手 形	0	0	0
金 融 機 関 貸 付	816	506	△ 309
合 計	21,342	20,817	△ 525

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	9,679	45.8	9,145	45.8	△ 534
変 動 金 利 貸 出	11,451	54.2	10,827	54.2	△ 624
合 計	21,130	100.0	19,972	100.0	△ 1,158

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	361	362	0
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	515	464	△ 51
そ の 他 担 保 物	1	1	0
計	878	827	△ 50
農業信用基金協会保証	12,662	12,711	48
そ の 他 保 証	2,860	2,785	△ 23
計	15,523	15,497	△ 25
信 用	4,871	3,787	△ 1,083
合 計	21,272	20,112	△ 1,159

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	0	0	0
計	0	0	0
信 用	0	0	0
合 計	0	0	0

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	17,151	80.6	16,796	83.5	△ 354
運 転 資 金	4,120	19.4	3,315	16.5	△ 805
合 計	21,272	100.0	20,112	100.0	△ 1,159

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	5,344	25.1	5,495	27.3	151
林 業	147	0.7	141	0.7	△ 5
水 産 業	0	0.0	0	0.0	0
製 造 業	2,126	10.0	2,056	10.2	△ 70
鉱 業	13	0.1	11	0.1	△ 1
建設業・不動産業	1,876	8.8	1,781	8.9	△ 94
電気・ガス・熱供給・水道業	168	0.8	153	0.8	△ 14
運 輸 ・ 通 信 業	488	2.3	474	2.4	△ 14
金 融 ・ 保 険 業	1,048	4.9	329	1.6	△ 718
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,078	14.5	2,986	14.8	△ 92
地 方 公 共 団 体	2,224	10.5	2,014	10.0	△ 209
非 営 利 法 人	0	0.0	0	0.0	0
そ の 他	4,755	22.4	4,666	23.2	△ 89
うち個人	4,518	21.2	4,430	22.0	△ 87
うち法人	237	1.1	235	1.2	△ 1
合 計	21,272		20,112		△ 1,159

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業			
穀作	81	70	△ 10
野菜・園芸	1,470	1,479	9
果樹・樹園農業	245	203	△ 41
工芸作物	448	490	42
養豚・肉牛・酪農	461	441	△ 19
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	567	567	0
農業関連団体	47	51	4
合 計	3,321	3,304	△ 16

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,392	1,461	69
農 業 制 度 資 金	1,929	1,842	△ 86
農 業 近 代 化 資 金	1,921	1,838	△ 83
そ の 他 制 度 資 金	7	4	△ 3
合 計	3,321	3,304	△ 16

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

当組合において該当する事項はありません。

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高
(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	11	0	5	5	11
	6年度	3	1	0	1	3
危 険 債 権	5年度	0	0	0	0	0
	6年度	10	0	10	0	10
要 管 理 債 権	5年度	0	0	0	0	0
	6年度	0	0	0	0	0
	三 月 以 上 延 滞 債 権	5年度	0	0	0	0
		6年度	0	0	0	0
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	5年度	0	0	0	0
		6年度	0	0	0	0
小 計	5年度	11	0	5	5	11
	6年度	14	1	11	1	14
正 常 債 権	5年度	21,286				
	6年度	20,109				
合 計	5年度	21,298				
	6年度	20,123				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
当組合において該当する事項はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	4	5	—	4	5	5	1	—	5	1
合 計	4	5	—	4	5	5	1	—	5	1

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	33	124	35	123
	金額	19,785	27,991	18,527	28,408
代金取立為替	件数	—	0	—	0
	金額	—	0	—	0
雑 為 替	件数	2	2	2	2
	金額	2,414	2,152	2,443	2,177
合 計	件数	35	127	37	125
	金額	22,199	30,143	20,970	30,614

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	2,947	2,959	12
地 方 債	1,094	1,399	305
政 府 保 証 債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
特 別 法 人 債	599	597	△ 2
そ の 他 の 証 券	0	0	0
合 計	4,641	4,957	316

②商品有価証券種類別平均残高

当組合において該当する事項はありません。

③有価証券残存期間別残高

【令和5年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	99	2,887	—	2,987
地 方 債	—	99	—	99	400	699	—	1,299
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
特別法人債	—	—	199	—	—	400	—	599
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

【令和6年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	99	—	2,888	—	2,987
地 方 債	99	—	99	—	699	600	—	1,499
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
特別法人債	—	—	199	—	—	400	—	599
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	令和5年度			令和6年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的						
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	4,887	4,517	△369	5,087	4,421	△666
合計	4,887	4,517	△369	5,087	4,421	△666

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

当組合において該当する事項はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

当組合において該当する事項はありません。

(6) 預かり資産の状況

当組合において該当する事項はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円、件)

種 類		令和5年度				令和6年度			
		件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高	件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高
生 命 系	終 身 共 済	348	2,133	9,991	79,819	364	2,144	9,958	75,531
	定期生命共済	108	1,217	183	2,081	103	1,116	274	3,044
	養老生命共済	158	526	5,794	28,342	97	371	5,139	24,862
	こども共済	117	257	3,162	6,823	65	136	3,058	6,629
	医 療 共 済	761	4	8,916	1,139	501	—	8,870	998
	が ん 共 済	99	—	2,281	233	120	—	2,328	222
	定期医療共済	—	—	280	284	—	—	264	275
	介 護 共 済	99	278	1,244	2,302	159	628	1,370	2,886
	認知症共済	20		88		9		96	
	生活障害共済	42		231		28		248	
	特定重度疾病共済	183		393		117		501	
	年 金 共 済	182	—	7,280	63	140	—	7,068	43
建 物 更 生 共 済		1,106	13,006	12,620	138,550	652	7,018	12,375	136,053
合 計		3,106	17,166	49,301	252,816	2,290	11,279	48,491	243,917

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示しています。
2. J A共済は、農業協同組合法に基づき J A と J A 全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当 J A が負う共済責任につきましては、J A 全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類		令和5年度				令和6年度			
		件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高	件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高
医 療 共 済		761	0	8,916	30	501	0	8,870	27
			108		606		69		679
が ん 共 済		99	0	2,281	13	120	0	2,328	13
定期医療共済		—	—	280	1	—	—	264	1
合 計		860	0	11,477	44	621	0	11,462	42
			108		606		69		679

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。
- なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。
2. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和5年度				令和6年度			
	件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高	件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高
介 護 共 済	99	328	1,244	3535	159	800	1,370	4,241
認 知 症 共 済	20	27	88	108	9	9	96	113
生活障害共済(一時金型)	37	97	202	876	21	78	213	860
生活障害共済(定期年金型)	5	4	29	31	7	6	35	35
特定重度疾病共済	183	161	39		117	108	501	481
合 計	344	618	1,602	4,551	313	1,002	2,215	5,732

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和5年度				令和6年度			
	件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高	件 数	新 契 約 高	件 数	保有契約高
年 金 開 始 前	182	85	5,312	3,320	140	68	5,114	3,161
年 金 開 始 後	—	—	1,968	794	—	—	1,954	778
合 計	182	85	7,280	4,115	140	68	7,068	3,939

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円、件)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	契 約 高	件 数	契 約 高
火 災 共 済	1,849	20,472	1,884	20,814
自 動 車 共 済	25,632		25,215	
傷 害 共 済	34,926	186,966	30,051	164,148
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	3	12	3	12
賠 償 責 任 共 済	406		400	
自 賠 責 共 済	9,121		8,793	
計	71,937		66,346	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を表示しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

当組合において該当する事項はありません。

②買取購買品

(単位：百万円)

種 類		取 扱 高	
		令和5年度	令和6年度
生産資材	肥料	787	742
	農薬	597	725
	飼料	1,057	883
	畜素	469	495
	農業機械	615	568
	自動車(除く二輪)	212	223
	燃料	—	—
	その他	1,274	1,300
	小計	5,015	4,939
生活物資	食米	13	19
	生鮮食品	—	—
	一般食品	197	183
	衣料品	3	4
	耐久消費財	34	32
	日用保健雑貨	47	83
	家庭燃料	250	272
	その他	1,018	1,000
	小計	1,564	1,597
合 計		6,579	6,536

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	67	4	85	5
野菜	10,088	376	11,381	417
果実	183	7	187	6
花き・花木	339	8	327	8
畜産物	3,703	46	3,744	47
こんにゃく	325	11	258	10
その他	381	55	392	60
計	15,091	509	16,376	555

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

当組合において該当する事項はありません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	0	0
	荷 役 料	-	-
	保 管 雑 収 入	-	-
	計	0	0
費 用	保 管 材 料 費	-	-
	保 管 労 務 費	-	-
	保 管 雑 費	0	0
	計	0	0
差 引		0	0

(4) 指導事業収支内訳

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 入	賦 課 金	4	4
	指導事業補助金	0	0
	その他の収益	22	21
	計	27	27
支 出	営 農 改 善 費	11	11
	農 政 活 動 費	0	0
	農 地 確 保 費	-	-
	生 活 改 善 費	0	0
	組 織 活 動 費	15	15
	教 育 広 報 費	8	8
	計	35	36
差 引		△ 8	△ 8

(5) その他の事業実績

①加工事業

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	58	58
費 用	42	43
差 引	16	14

②利用事業

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
トマトセンター	収益	302
	費用	240
	差引	61
予冷库	収益	156
	費用	66
	差引	90
水稻育苗	収益	108
	費用	65
	差引	43
野菜育苗	収益	91
	費用	68
	差引	23
施設賃貸	収益	1
	費用	0
	差引	0
情報センター	収益	1
	費用	1
	差引	△0
こんにゃく加工	収益	26
	費用	23
	差引	2
その他	収益	2
	費用	2
	差引	0
合計	収益	690
	費用	469
	差引	221

③宅地等供給事業

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	10	8
費 用	2	2
差 引	8	6

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％、ポイント)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.526	0.509	△ 0.017
資本経常利益率	7.942	7.009	△ 0.933
総資産当期純利益率	0.336	0.351	0.015
資本当期純利益率	5.078	4.832	△ 0.246

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、ポイント)

項 目		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	23.8	22.6	△ 1.2
	期中平均	23.7	23.2	△ 0.5
貯 証 率	期 末	5.0	4.9	△ 0.1
	期中平均	5.1	5.5	0.4

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況
1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項 目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,212		7,520	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,053		2,038	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	5,207		5,524	
うち、外部流出予定額 (△)	30		30	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17		△ 12	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0		0	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0		0	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,213		7,521	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12		11	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12		11	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12		11	

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	7,200		7,509	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	37,141		36,836	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－		－	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	－		－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	－		－	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	4,866		5,026	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	42,008		41,862	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.14%		17.93%	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	421	—	—	436	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,992	—	—	2,992	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,532	—	—	3,522	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	401	40	1	401	40	1
地方三公社向け	264	40	1	243	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	62,818	12,563	502	62,461	12,492	499
法人等向け	152	152	6	130	130	5
中小企業等向け及び個人向け	2,600	988	39	2,546	717	28
抵当権付住宅ローン	619	152	6	579	141	5
不動産取得等事業向け	1,414	1,409	56	1,330	1,326	53
三月以上延滞等	36	12	0	27	2	0
取立未済手形	8	1	0	31	6	0
信用保証協会等保証付	12,666	1,257	50	12,715	1,262	50
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	631	631	25	631	631	25
(うち出資等のエクスポージャー)	631	631	25	631	631	25
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	10,941	20,056	802	10,915	20,044	801
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資当及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	6,258	15,645	625	6,244	15,611	624
(うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー)	80	201	8	80	200	8
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度			令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	4,602	4,210	168	4,590	4,232	169
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	98,675	37,141	1,485	98,967	36,836	1,473
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・セットの額)	98,675	37,141	1,485	98,967	36,836	1,473	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%			
	4,886	194	5,026	201			
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 c	所要自己資本額 d = c × 4%	リスク・アセット等（分母）計 c	所要自己資本額 d = c × 4%			
	42,008	1,680	41,862	1,674			

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷ 8%

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
- ・株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
- ・Ｓ＆Ｐグローバルレーティング（Ｓ＆Ｐ）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody’ s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody’ s, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに				信用リスクに			
		に関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	に関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農 業	1,156	1,156	—	—	1,117	1,117	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	365	65	300	1	344	44	300	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	200	—	200	—	200	—	200	—
	金融・保険業	62,920	830	100	—	62,674	112	100	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	92	92	—	—	89	89	—	—
	日本国政府・地方公共団体	6,525	2,230	4,294	—	6,515	2,019	4,495	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	17,011	16,985	—	30	16,827	16,803	—	25
その他		10,401	—	—	—	11,199	—	—	—
業種別残高計		98,675	21,360	4,896	32	98,967	20,185	5,097	26
	1年以下	60,289	302	—		60,770	211	100	
	1年超3年以下	746	646	100		741	741	—	
	3年超5年以下	1,656	1,455	200		1,716	1,415	300	
	5年超7年以下	1,263	1,163	100		1,379	1,279	99	
	7年超10年以下	2,748	2,247	500		2,859	2,157	701	
	10年超	21,356	15,357	3,994		20,054	14,156	3,894	
	期限の定めのないもの	10,615	187	—		11,445	222	—	
	残存期間別残高計	98,675	21,360	4,896		98,967	20,185	5,097	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金		30	—	—	—	27	—	27	—	—	—	24	—
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	0	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		28	—	—	—	26	—	26	—	—	—	23	—
業種別計		30	—	—	—	27	—	27	—	—	—	24	—

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項 目		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%	—	7,478	7,478	—	7,455	7,455
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	12,973	12,973	—	13,029	13,029
	リスク・ウェイト20%	—	64,368	64,368	—	65,094	65,094
	リスク・ウェイト35%	—	188	188	—	170	170
	リスク・ウェイト50%	—	26	26	—	290	290
	リスク・ウェイト75%	—	983	983	—	369	369
	リスク・ウェイト100%	—	6,308	6,308	—	6,231	6,231
	リスク・ウェイト150%	—	9	9	—	1	1
	リスク・ウェイト250%	—	6,338	6,338	—	6,324	6,324
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	98,675	98,675	—	98,967	98,967

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	63	—	43
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	14	1,255	12	1,809
抵当権住宅ローン	—	431	—	408
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—	—
証券化	—	—	—	—
上記以外	—	481	—	448
合 計	14	2,232	12	2,710

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合において該当する事項はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合において該当する事項はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連株式会社に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月敵機能的な連絡会議を行う等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

※子会社及び関連会社株式が無い場合は該当箇所を削除すること。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	6,059	6,059	6,763	6,763
合 計	6,059	6,059	6,763	6,763

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

・当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②金利リスクに関する事項

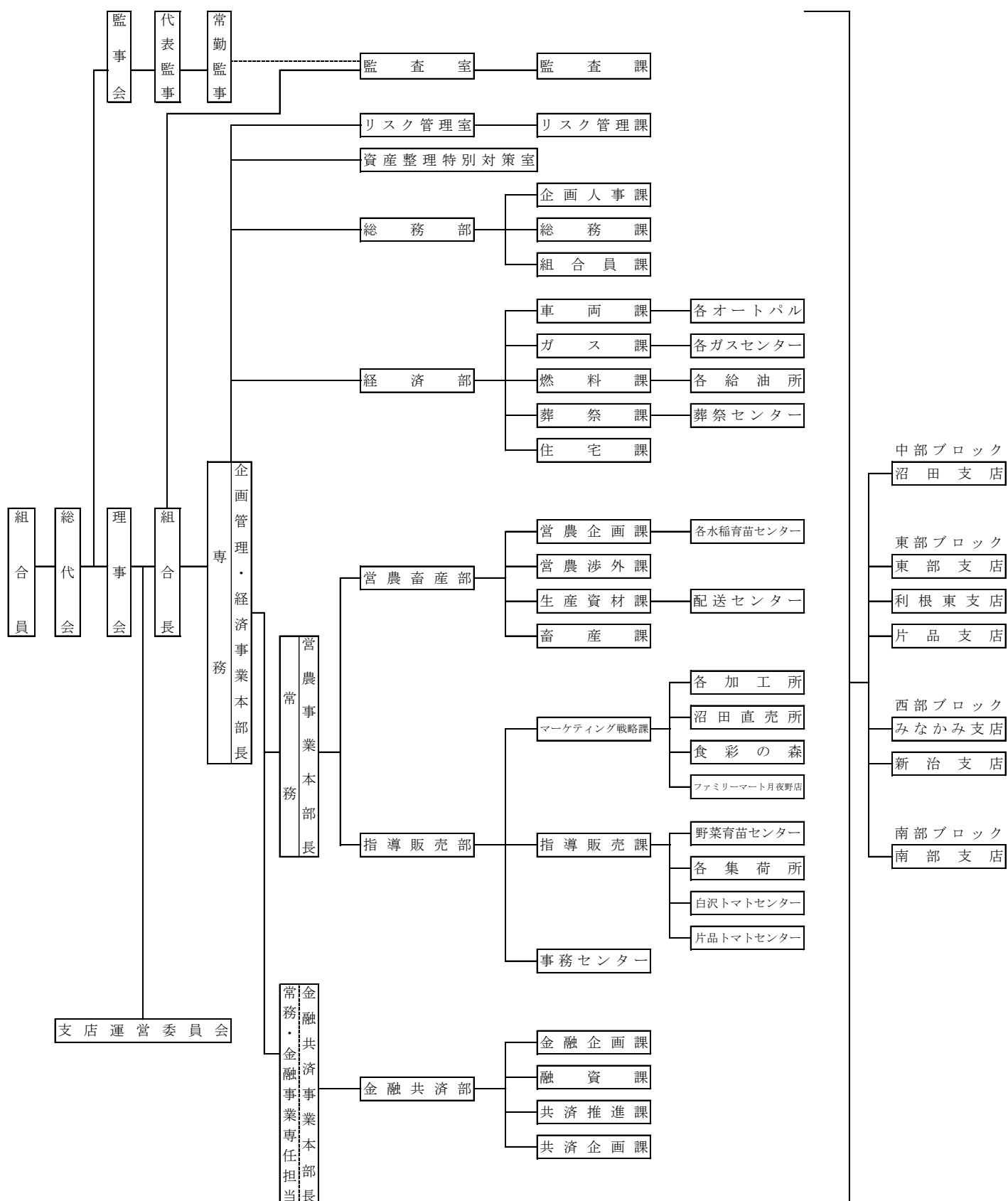
（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
		$\angle$ EVE		$\angle$ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	793	548	38	32
2	下方パラレルシフト	0	0	8	4
3	スティープ化	945	669		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	133	172		
7	最大化	945	669		
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	7,200		7,509	

【J Aの概要】

1. 組織機構図

(令和7年4月1日現在)



2. 役員一覧

(令和7年4月1日現在)

役 職 名	氏 名	常・非常勤 の別	代表権 の有無	備 考
会 長	林 康 夫	非常勤	無	
組 合 長	田 村 活 幸	常勤	有	企画管理担当
常 務 理 事	村 澤 孝 尚	常勤	有	金融担当
常 務 理 事	綿 貫 貞 利	常勤	無	営農・経済担当
理 事	白 石 孝 男	非常勤	無	
〃	勝 見 智 良	非常勤	無	
〃	金 井 真 理 子	非常勤	無	
〃	大 竹 克 巳	非常勤	無	
〃	栞 原 茂 明	非常勤	無	
〃	千 明 忍	非常勤	無	
〃	戸 丸 桂 一	非常勤	無	
〃	宮 田 照 美	非常勤	無	
〃	入 澤 与 志 男	非常勤	無	令和6年10月23日退任
〃	平 井 満 則	非常勤	無	
〃	原 澤 辰 明	非常勤	無	
〃	田 村 清 一 郎	非常勤	無	
〃	原 澤 章	非常勤	無	
〃	原 沢 智 子	非常勤	無	
〃	石 田 芳 夫	非常勤	無	
〃	宮 内 正 三	非常勤	無	
〃	橋 本 良 雄	非常勤	無	
〃	稲 垣 貴 謙	非常勤	無	
〃	中 島 久 美 子	非常勤	無	
〃	田 村 和 敏	非常勤	無	
〃	高 橋 淳 敏	非常勤	無	
代 表 監 事	前 原 悦 治	非常勤		
常 勤 監 事	星 野 泉	常勤		
監 事	生 方 高 一	非常勤		
〃	名 淵 浩	非常勤		
〃	金 井 千 栄 子	非常勤		
〃	澁 谷 喜 久	非常勤		員外監事

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士福島英樹氏です。

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		令和5年度	令和6年度	増減
正組合員	個人	6,287	6,143	△ 144
	法人			
	農事組合法人	4	4	—
	その他の法人	79	85	6
准組合員	個人	7,112	7,038	△ 74
	農事組合法人	2	3	1
	その他の団体	105	102	△ 3
合 計		13,589	13,375	△ 214

5. 組合員組織

(単位：人)

組 織 名	組 織 数	構成員数
農 事 支 部	303	
青 年 部	9	249
女 性 部	12	359
い ち ご 部 会	4	37
ア ス パ ラ 部 会	2	10
山 ウ ド 部 会	5	51
ふ き 部 会	5	48
ほ う れ ん 草 部 会	6	142
枝 豆 部 会	5	65
ト マ ト 部 会	8	171
指 定 野 菜 部 会	7	58
加 工 ト マ ト 部 会	2	3
こ ん に や く 部 会	7	117
レ タ ス 部 会	4	44
小 松 菜 部 会	1	9
鉢 物 部 会	1	13
バ ラ 部 会	1	7
ス プ レ ー マ ム 部 会	2	8
水 稻 採 種 部 会	1	7
こ め 生 産 部 会	1	137
葉 草 部 会	1	50
酪 農 部 会	5	14
和 牛 改 良 組 合	3	33
養 豚 部 会	2	6
青 色 申 告 会	7	589
年 金 友 の 会	15	5,779

当組合の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません

7. 地区一覧

この組合の地区は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村を事業区域としています。

8. 店舗一覧

(令和7年4月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD・ATM 設置台数
本店	沼田市東原新町1940-1	0278-22-6633	— 台
沼田支店	沼田市東原新町1812-3	0278-23-5145	1 台
利根東支店 (金融共済)	沼田市久屋原町383-10 (東部支店内)	0278-25-4455	— 台
東部支店	沼田市久屋原町383-10	0278-25-4455	1 台
みなかみ支店	利根郡みなかみ町月夜野425	0278-62-2021	1 台
新治支店 (金融共済)	利根郡みなかみ町月夜野425 (みなかみ支店内)	0278-62-2021	— 台
南部支店	利根郡昭和村糸井441-1	0278-24-4322	1 台
片品支店	利根郡片品村鎌田4052-1	0278-58-2321	1 台

○店舗外CD・ATM設置台数 5 台

(利根東支店、川場、ベイシア月夜野店、新治支店、貝野瀬)

○利根東支店の金融共済店舗は東部支店内で、新治支店の金融共済店舗はみなかみ支店内で店舗内店舗（ランチ・イン・ランチ）として営業致しております。

9. 沿革・歩み

平成 4 年	3 月	1 日	沼田市・利根郡内 10 農協と 1 連合会（酪連）により合併 利根沼田農業協同組合 設立
平成 5 年	3 月 3 1 日		トマト選果場・レタス育苗センター 建設
平成 6 年	3 月	1 日	沼田水稻育苗センター 建設
平成 6 年 1 2 月 2 1 日			白沢給油所 建設
平成 8 年	2 月	1 日	オートパル南部 建設
平成 9 年	4 月	1 日	農業情報センター 開設
平成 10 年	3 月	1 日	西部水稻育苗センター 建設・池田支所 新築移転
平成 11 年	3 月 3 1 日		レタス育苗センター 増設・利根東真空予冷庫 建設
平成 11 年	6 月 10 日		営農経済総合センター 建設
平成 12 年	6 月	1 日	薄根支所 新築
平成 14 年	3 月	1 日	合併 10 周年誌 発刊
平成 15 年 1 1 月 1 9 日			上津セルフ給油所 新装
平成 16 年	4 月	7 日	沼田セルフ給油所 新設
平成 16 年 1 2 月 2 4 日			ファミリーマート J A 利根沼田月夜野店 新設
平成 18 年 1 0 月 2 6 日			沼田農産物直売所 新設
平成 22 年	3 月	1 日	片品村農業協同組合 合併
平成 23 年	4 月	1 日	J A－S S 全農一体化
平成 23 年	5 月 30 日		沼田・利南・池田支所を統合し、「沼田支店」開設
平成 23 年	6 月 1 1 日		「あぐりショップ沼田」開設
平成 24 年	3 月	1 日	合併 20 周年誌 発刊
平成 25 年	4 月 1 5 日		白沢支店・川場支所を統合し、「東部支店」開設
平成 25 年	4 月 2 4 日		直売所「食彩の森」新設
平成 26 年	4 月 1 4 日		赤城根支店・久呂保支店・糸之瀬支所を統合し、「南部支店」開設
平成 27 年	4 月 2 7 日		沼田農産物直売所 移転
平成 27 年	9 月 1 4 日		月夜野支店・水上支所を統合し、「みなかみ支店」開設
平成 28 年	4 月 1 1 日		沼田・薄根・川田支所を統合し、「沼田支店」開設
平成 29 年 1 1 月	1 日		利根東セルフ給油所 新装
平成 30 年	3 月 1 5 日		片品トマトセンター 新装
平成 31 年	2 月 2 8 日		白沢トマトセンター 新装
令和 3 年	4 月 1 2 日		利根東支店・新治支店金融共済機能をランチ IN ランチ方式により機能別再編
令和 3 年	4 月 1 2 日		みなかみ支店 改装
令和 4 年	3 月	1 日	合併 30 周年誌 発刊